

平成 23 年 10 月 14 日

経 済 産 業 大 臣
枝 野 幸 男 殿

九州電力株式会社
代表取締役社長
眞 部 利 應

経済産業省主催の県民説明番組への意見投稿呼びかけ等に関する
事実関係と今後の対応（再発防止策）について（ご報告）

当社は、本年 7 月 14 日、「経済産業省主催の県民説明番組への意見投稿呼びかけに関する事実関係と今後の対応（再発防止策）について」、また、7 月 29 日、「地域住民からの意見聴取のために国が主催したシンポジウム等での特定の意見表明を要請した事実の有無に関する調査について」の報告を行いました。

これらの一連の事象に関し、7 月 27 日、社外有識者で構成された「第三者委員会」を設置し、公平・中立的な立場でご評価を頂き、9 月 30 日、「最終報告書」を受領いたしました。同委員会からの提言を受け、別紙のとおり取り纏めましたので、ご報告いたします。

今回の一連の事象に関しましては、関係する方々、組織・団体等に対しまして多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを深く反省するとともに、特に、玄海町を始め佐賀県の皆さま、九州、更には国民の皆さま、主催されました経済産業省に対し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、地域社会との信頼回復に向け、経営層をはじめ全社一丸となつて、再発防止策に着実に取り組んで参ります。

以 上

経済産業省主催の県民説明番組への意見投稿呼びかけ等に関する事実関係と今後の対応(再発防止策)について

(第三者委員会提言を踏まえた最終報告書)

平成23年10月14日
九州電力株式会社

目次

はじめに	・・・ 1
事実関係の調査概要	・・・ 2
1．事実関係の調査範囲	・・・ 2
2．第三者委員会の調査	・・・ 2
事実関係及び事象の問題点・原因（評価）	・・・ 4
1．県民説明番組関係（平成23年6月26日 経済産業省主催）	・・・ 4
2．プルサーマル・シンポジウム（平成17年10月2日 経済産業省主催）	・・・ 18
3．佐賀県主催 プルサーマル公開討論会（平成17年12月25日）	・・・ 22
4．川内原子力3号機の設置に係る「第一次公開ヒアリング」 （平成22年5月18日 経済産業省主催）	・・・ 25
今回の一連事象の根本原因	・・・ 29
再発防止策	・・・ 33
（資料1） 取締役並びに関係執行役員の処分について	
（資料2） 再発防止策の具体的な行動計画について	
参考1 「プルサーマルシンポジウム」関係（九州電力主催 平成17年2月20日）	
参考2 川内原子力発電所3号機増設に係る環境影響評価準備書説明会 （九州電力主催 平成21年1月23日、1月30日）	

(添付資料)

- ・ 九州電力株式会社 第三者委員会報告書(平成23年9月30日)、〔別紙1～5を含む〕
- ・ 調査報告書(平成23年9月18日 赤松幸夫弁護士他)、〔資料1～2を含む〕
- ・ 調査報告書(平成23年9月26日 西村あさひ法律事務所)、〔添付1～3を含む〕

はじめに

平成23年6月26日に開催された経済産業省主催の「放送フォーラムin佐賀県『しっかり聞きたい、玄海原発』～玄海原子力発電所 緊急安全対策 県民説明番組～」(以下、県民説明番組)に際し、当社社員が社内及び協力会社等に対して、インターネットによる原子力発電所の発電再開に賛成する意見投稿を要請した事態が発生いたしました。本件については、平成23年7月14日に事実関係と今後の対応(再発防止策)を経済産業大臣に報告しました。

また、本報告に関連し、地元住民の意見聴取等を目的として過去開催された国のシンポジウム等における同様の働きかけ(以下、「国のシンポジウム等における意見表明要請」)の有無に関する調査を経済産業省から指示を受け、7月29日に経済産業大臣に報告しました。

県民説明番組においては、玄海原子力発電所の安全対策等について、さまざまな立場から寄せられる県民の皆さまの率直なご意見、ご質問にお答えするという同番組の趣旨及び信頼性に影響を及ぼす様な問題を引き起こし、電気事業に携わるものとして、今回の事象を極めて深刻に受け止めております。玄海町を始め、佐賀県の皆さま、九州、更には国民の皆さまに対し、改めてお詫び申し上げます。

また、「国のシンポジウム等における意見表明要請」については、当社から当社社員及び協力会社等に対し、今後の理解活動のための学習の一環として、自主的とはいえ、参加を呼びかけたことは、国のイベントの主旨を考慮すると配慮が欠けた対応であり、今後、改善すべき点だと考えております。

特に、佐賀県主催のブルサーマル公開討論会(平成17年12月25日)では、原子力発電に関し、慎重派の意見に偏ることを恐れて、あらかじめ用意した複数の意見を当社社員が表明したことは、誠に遺憾で、佐賀県及び玄海町の皆さまをはじめ、関係者の皆さまに深くお詫び申し上げます。

7月27日に、社外有識者(4名)で構成された「第三者委員会」を設置し、その下に、弁護士による調査チームを設置し、客観的な立場からの事実関係の再調査を行なって頂きました。また、これらの問題の本質と原因、並びに再発防止策の提言・要望を「最終報告書」として、9月30日、当社へ提出頂きました。

本報告書では、7月14日、29日の経済産業省報告に、「第三者委員会」による「最終報告書」の内容を検討・反映し、ご報告申し上げます。

今後は、地域社会との信頼回復に向け、再発防止策に着実に取り組んで参ります。

以上

事実関係の調査概要

0 事実関係については、社内調査を行い、7月14日及び29日に経済産業省へ報告。その後、7月27日に設置された「第三者委員会(調査チーム)」により、これらの報告に含まれる事実関係の再調査を以下のとおり、実施。当該再調査により、新たに把握された事実関係を追記。

1. 事実関係の調査範囲

(1) 7月14日報告関連

- ・ 「玄海原子力発電所 緊急安全対策 県民説明番組」(平成23年6月26日経済産業省主催)

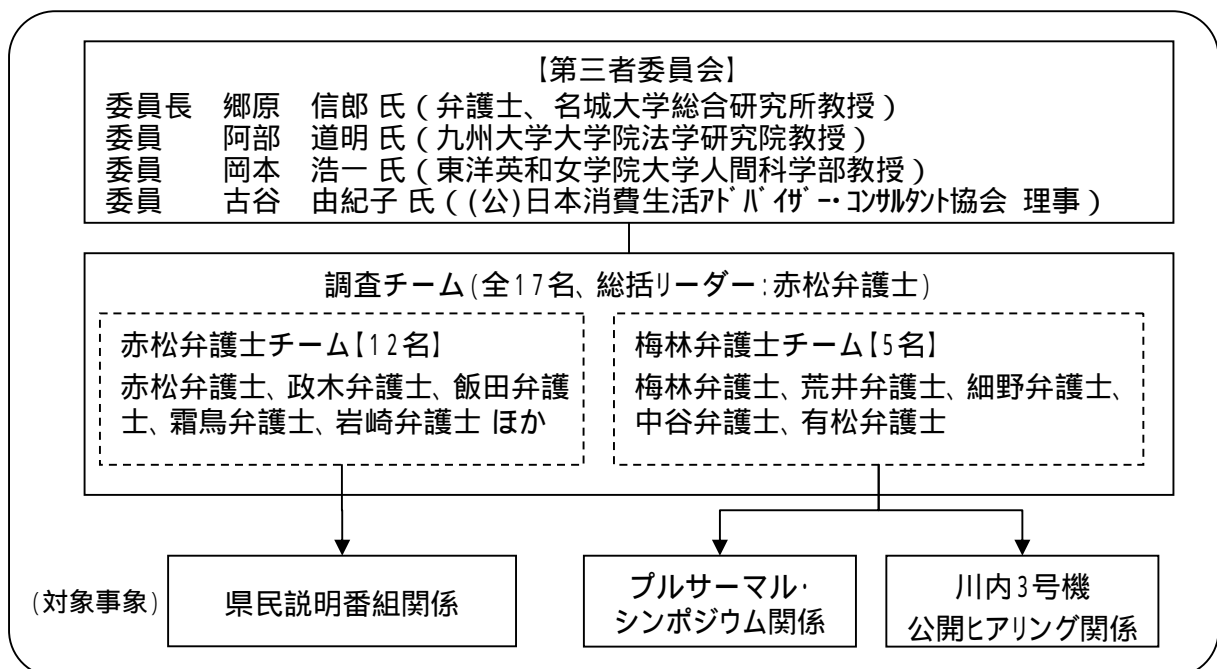
(2) 7月29日報告関連

- ・ 「プルサーマルシンポジウム」(平成17年10月2日 経済産業省主催、玄海町)
(参考)プルサーマル公開討論会(平成17年2月20日 九州電力主催、玄海町)
プルサーマル公開討論会(平成17年12月25日 佐賀県主催、唐津市)
- ・ 「川内原子力3号機の設置に係る第1次公開ヒアリング」
(平成22年5月18日経済産業省主催、薩摩川内市)
(参考)環境影響評価準備書説明会(平成21年1月23日 九州電力主催、薩摩川内市)
環境影響評価準備書説明会(平成21年1月30日 九州電力主催、いちき串木野市)

2. 第三者委員会の調査

(1) 調査体制

- ・ 平成23年7月27日、社外有識者で構成する第三者委員会を設置。また、事実関係の調査のため、第三者委員会の下に弁護士17名による調査チームを設置し、事実関係の再調査を実施。
- ・ なお、上記委員会及び調査チームの事務局として、経営管理本部内に事務局を設置し、関係部署との窓口を担う。



(2) 調査方法

- ・ 上記の調査チームにおいて、関連書類・パソコンデータ(メール、ファイル等)等の精査・解析を行うとともに、105名(県民説明番組関係: 63名、シンポジウム関係: 42名)の関係者に対して、ヒアリングを実施。(7月28日~9月20日)
- ・ なお、一部の関係者については、当委員会の委員も直接ヒアリングを実施。

(参考) 第三者委員会の開催状況

- 0 社外有識者等で構成する「第三者委員会(平成23年7月27日設置)」を設置し、今回の一連の事象に対する再調査、原因分析(根本原因)及び再発防止策の深掘りを実施。
- 0 平成23年9月30日、第三者委員会から、「最終報告書(別冊)」を受領し、再発防止策等を提言。

	開催日	主な審議内容
第1回	平成23年7月27日	・委員会の役割、全体スケジュール ・経済産業省への報告書に基づく、意見交換
第2回	平成23年8月18日	・調査チームによる事実関係の確認状況について ・第三者委員会の方向性の確認 等
第3回	平成23年9月8日	・中間報告書とりまとめ、組織風土診断結果報告 等
第4回	平成23年9月20日	・最終的な調査結果(事実関係)とりまとめ
第5回	平成23年9月30日	・最終報告書の会社への提出(提言)

事実関係及び事象の問題点・原因(評価)

1. 県民説明番組関係(平成23年6月26日 経済産業省主催)

(1) 番組の概要

- | | |
|----------|---|
| 1. 日時 | 平成23年6月26日(日) 10:00~11:30 |
| 2. 主催 | 経済産業省 |
| 3. 出演者 | 佐賀県民7名
説明者: 経済産業省原子力保安院
(審議官、耐震安全審査室長、原子力安全専門職)
資源エネルギー庁(原子力立地核燃料サイクル産業課長)
コーディネーター: 寺崎氏
オブザーバー: 長崎大学教授(放射線医療専門) |
| 4. 番組放送局 | 【ライブ中継放送局】佐賀テレビジョン、ケーブルテレビ、有田ケーブルネットワーク、西海テレビ、テレビ九州、ネット鹿島、多久ケーブルテレビ、CRCCメディア
【行政チャンネル放送】唐津市、玄海町
【ユーストリーム配信】 http://www.ustream.tv/channel/しっかり聞きたい-玄海原発 |
| 5. 内容等 | ・緊急安全対策に関する国側からの説明に対する質疑応答
・原子力発電に対する意見(番組出演県民7名及び番組視聴者からのメール) |

(2) 事実関係

- 0 7月14日の経済産業省報告の事実関係に追加記載した内容(太字、下線)は、以下のとおり。
(注)役職は6月時点
6月26日の県民説明番組に先立ち、副社長(原子力担当)、原子力発電本部長及び佐賀支店長の三者は、副社長と原子力発電本部長の退任挨拶のために佐賀県知事を訪問。(6月21日)
その際の懇談の席において、同知事から県民説明番組と関連した発言。

知事との懇談後、三者が昼食を取った際、本件説明番組が話題となり、原子力発電に対する不安感の高まりなどの昨今の情勢から、同説明番組への意見投稿が、慎重派意見が中心となりそうなことを懸念し、相談の上、「発電再開に賛成する意見の投稿を増やすことが必要である」との認識を共有。

昼食の別れ際に、A副社長はC支店長に知事発言についてメモを作ることを指示。同日午後佐賀支店長がメモを作成(6月21日)。

(参考) 佐賀支店長作成の面談メモ(一部抜粋)

今後の動きに関連して、以下の2点を九電にお願いしたい。

- 1) (要旨: 県議会議員の支持者へのお願い)
 - 2) 「国主催の県民向け説明会」の際に、発電再開容認の立場からも、ネットを通じて意見や質問を出して欲しい。(1)
(6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい)(2、3、4)
- (1) 知事はこの記述に対し、「九州電力に対して申し上げたものではなく、今回の再稼働問題に関しては、特にいろんな意見を出してもらうのが一番と考え、再稼働を求める声が経済界にもあるのであれば、そういったところからも声を出してもらうことも必要ではないか」という私の考え方を述べたものと、第三者委員会(調査チーム)に回答。
- (2) 括弧内の記載は、知事は「括弧の発言は全く発言していない」と回答し、記載した佐賀支店長も「知事の言葉ではなく、(1)の言葉の趣旨を同括弧内の記載のとおり理解した」と供述。
なお、6月2日の記載は、5月17日の誤り。5月17日に保安院にて佐賀県の担当者に対する緊急安全対策に関する説明会が開催され、その説明会の状況は、ユーストリームを通じて公開され、同サイトには視聴者による書き込みができた。
佐賀支店長は、佐賀県幹部から当該説明会の内容(ユーストリームによる書き込みシステム等)を聞いていたため、5月17日当日、新聞でアクセス先を確認のうえ、同日午後、原子力発電本部長へ連絡。同本部長から原子力発電本部長に指示し、その部下がメールで同サイトへの書き込み要請を行なった。同本部(または原子力部門出身)の一部社員が同サイトにアクセスし、賛成意見の書き込み(10件程度)を行っている。
- (3) 第三者委員会に対して、佐賀支店長は、5月16日の佐賀県幹部との電話について、「その電話における『それが知事の強い希望』との言葉の趣旨は、あくまで賛否に関わらない県民の視聴、アクセス、書き込みであって、九電による対応を求めたものではなかった」旨を供述し、また、佐賀県幹部も、第三者委員会に対し、佐賀支店長と同様ないしは同趣旨の供述。
- (4) 第三者委員会は、「佐賀県幹部の佐賀支店長への電話による賛成投稿要請は、前日ではなく5月17日保安院説明会の直前あるいは途中において、反対意見の書き込みの多さから、佐賀県幹部から、急遽、佐賀支店長へ電話による投稿要請を行い、同支店長以下の九電関係者も同要請に対応した可能性が高いように思われる」としている。
また、「『県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい』と記載されており、同記載は6月21日の知事発言の趣旨についての佐賀支店長の理解の如何を示すものと認められたことにあるところ、同保安院説明会への九電側の対応がまさしく賛成意見の投稿だったことは客観的事実として疑う余地のないところ」と評価。

6月22日朝、副社長(原子力担当)は、秘書経由で、支店長メモを受け取り、原子力発電本部部長に電話をし、同メモを見て対応することと、賛意の参加者を増やすために、「本件説明番組の周知」を指示した。(6月22日)

原子力発電本部部長は、同メモを部下(課長級社員)経由で、佐賀支店課長級社員から入手し、部下(課長級社員)に、同メモの「国主催の県民向け説明会」の際に、発電再開容認の立場からも、ネットを通じて意見や質問を出して欲しい。との箇所を指差し、本件説明番組の周知を指示。(6月22日)

この指示により部下は、協力会社(原子力部門の主な協力会社4社)の原子力担当部長(当社OBの4名)へ、同番組の周知と、自らの判断で、自宅パソコン等からの賛成投稿要請をメールで依頼した。

併せて、社内の原子力部門の管理職にも、同内容をメールで依頼し、その際、同メモを添付。その1時間半後に、同課長級社員から同メモの読後廃棄を要請するメールを発信()。(6月22日)

() 本人供述によると、社内の管理職に対し、投稿要請の必要性を理解してもらう意図で、当該メモを添付。その後、当該メモが外部に流れた場合の影響を考え、メモ廃棄のメールを発信。

同内容の依頼を受けた協力会社の原子力担当部長は、同社の管理職等に同番組への賛成投稿をメールやイントラネット等で要請した。

また、同内容の要請を受けた当社の原子力部門の管理職は、さらに、同僚・部下に同番組への賛成投稿をメール又は口頭で要請した。(6月22日以降)

その結果、原子力発電本部からの要請による、同番組への賛成の投稿者数は、協力会社17名、当社社員34名、計51名となった。(6月26日)

なお、副社長、同本部長及び同本部部長は、指示に対するフォローを行わず、広範囲への投稿要請について把握していなかった。また、同本部の当該課長級社員は、指示をした同本部部長に対して、事前及び事後に、これらのメールでの投稿要請(社内メールは、知事面談メモ添付)について報告を行わなかった。

(佐賀支店)

一方、佐賀支店長は、部下(支店部長3名)に対して、「賛成意見の投稿を増やすことが必要」との認識を伝え、具体的な対策を検討するよう指示。(6月22日)

当該支店部長3名は、対象の選定や要請方法、事例文等を検討し、その中の支店部長1人が、その他の支店幹部に、社外への投稿要請()を依頼。(6月22日)

()支店部長3名で検討した結果、「九電社員が意見を言うことは相当ではない」ということになり、社外のみを要請となった。

依頼されたその他幹部等は、取引会社等(取引会社26社、お客さま5社)に対して、自ら訪問等により、賛成の投稿を行なうよう要請。なお、取引会社へは、事例文()を持参。(6月22日～24日)

()要請先の中小企業の社長から、「投稿するのはいいが、何と書いていいかわからない」などと言われることを予想。

その結果、佐賀支店からの要請による、同番組への賛成の投稿者数は、取引会社85名()、お客さま4名、当社社員11名、計100名となった。(6月26日)

()7月14日報告書では、75名。後日調査(前回、報告時、一部の取引会社が休み)で、10名増加。

なお、佐賀支店長は、これらの投稿要請の報告を受けており、認識していた。

(東京支社)

東京支社の課長級社員(2名)が、資源エネルギー庁を訪ね、同庁の担当者と会話し、6月26日の本件説明番組のことが正式決定し、これからマスコミ等に発表することを教えられ、マスコミ公表用の資料を受取った。その際、「放送フォーラム(本件説明番組)では視聴者の意見もメールやファックスで受け付けるので、発電再開に向けた意見を出すよう手配してほしい」との趣旨の依頼を受けた。(6月23日)

東京支社課長級社員は、同庁の担当者から受け取った資料を添付し、の内容を記載したメールを原子力発電本部課長級社員(2名)に送信した。

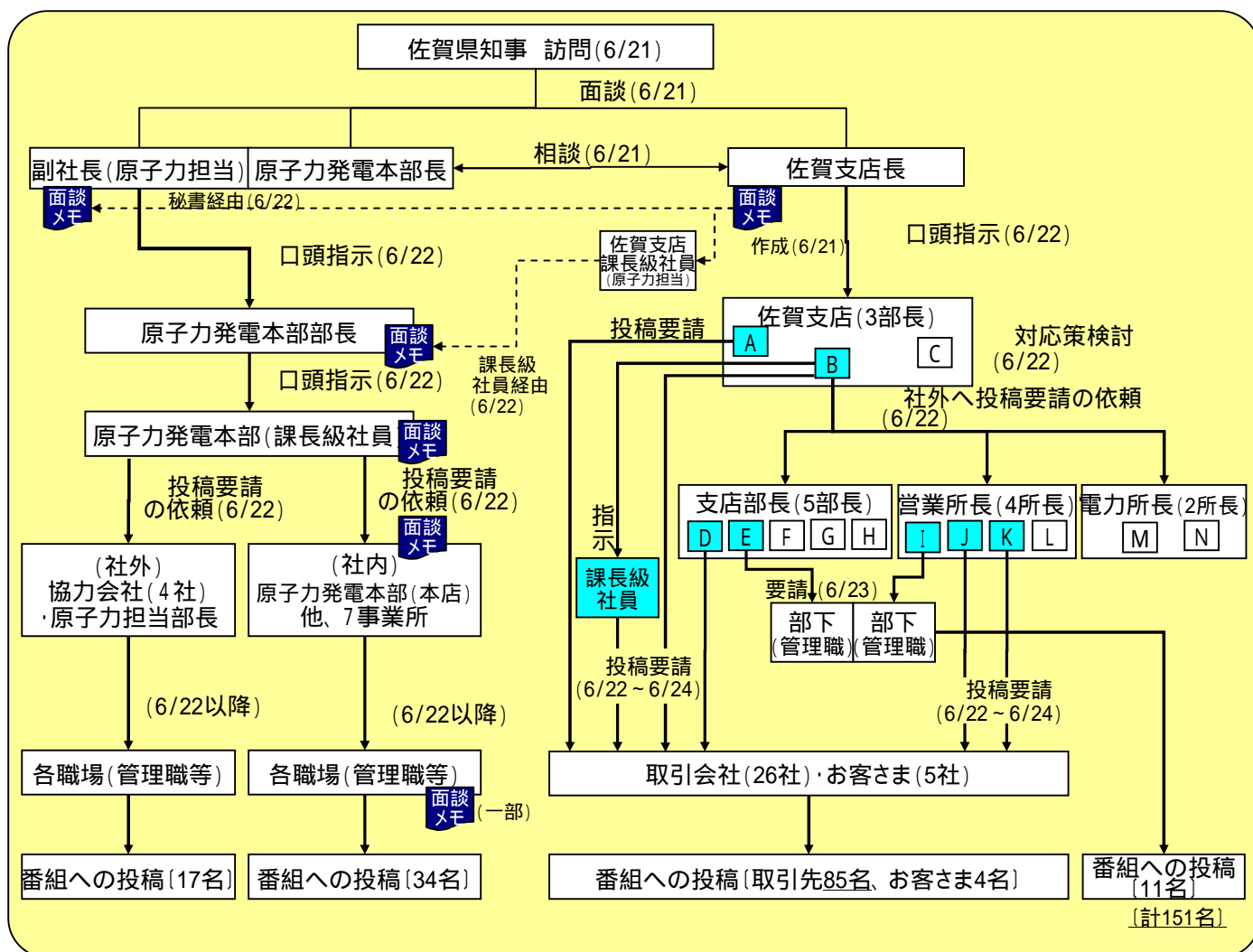
メールを受信した原子力発電本部課長級社員(今回の投稿要請を行なった者)は、賛成投稿要請については、既に了しているとして再度の要請は行なわなかった。また、もう一人の同本部課長級社員においても、同メールには何ら反応していない。

(投稿者総数)

以上、原子力発電本部及び佐賀支店の要請による投稿者の総数は、151名()となった。(6月26日)

()7月14日報告書では、141名。後日調査で、10名増加(佐賀支店分)。

〔図1〕 今回の投稿要請に至る主な流れ



- (注1) ()は月日 []は投稿者数 (下線は、7/14報告から修正)
- (注2) 数字は、P4～5の「(2)事実関係」に付された番号に対応
- (注3) ■ 佐賀支店の網掛けは、投稿要請を社内外に行なった者。
- (注4) 面談メモを受領した社員(佐賀支店長含み)は、合計77名。なお、社外人への配付はない。

〔表1〕 協力会社等の社外への要請概要

	原子力発電本部等分	佐賀支店分
(1)要請日	o 平成23年6月22日、24日	o 平成23年6月22日、23日、24日
(2)要請者	o 原子力発電本部 課長級社員(1名)	o 佐賀支店 部長(3名)、課長級社員(1名)、 営業所長(2名) (計6名) (注)上記以外の幹部(支店部長4名、営業所長1名、電力所長2名)は社外へ投稿要請は実施せず。 このうち、電力所長2名は、コンプライアンス違反と認識し、対応しなかった。
(3)要請先	o 原子力関係協力会社の原子力担当部長(当社OBの4名()) ()は出資比率() 本人(課長級社員)は、「良く存じ上げている会社の先輩(個人)に対して、投稿要請を行なう意図で依頼した」と供述。 ・ 西日本プラント工業(株)(85.00%) ・ 西日本技術開発(株)(68.75%) ・ 九電産業(株)(99.62%) ・ ニシム電子工業(株)(100%)	o 佐賀県内の取引会社(26社)及び主要なお客さま(5社) (注)いずれも、日頃の訪問活動により、発電再開を要望されていると当社が受取った取引会社やお客さま
(4)要請内容	o メールで要請(協力会社の原子力担当部長へ送信) 6月22日送信分 (メール文の一部抜粋) ・ 「本件(当該番組)については、我々のみならず協力会社におかれましても、極めて重大な関心事であることから、万難を排してその対応に当たることが重要と考えております。 ・ つきましては、各位他関係者に対して、説明会開催についてご周知いただくとともに、可能な範囲で、当日ネット参加へのご協力 をご依頼いただきますようお願い致します。 説明会ライブ配信 website にアクセスの上、説明会の進行に応じて、発電再開容認の一国民の立場から真摯に、かつ県民の共感を得うような意見や質問を発信 ・ 是非、自宅等からのパソコン()からのアクセスをお願いします。 () 本人の供述等によると、当日(6/26)が日曜日であり、社員等が休日出勤せず投稿できることを配慮。 6月24日送信分 ・ 同番組の視聴方法(経産省・佐賀県のURL)をメールで連絡	o 口頭で要請 ・ 当該番組の開催要領を手交し、「発電再開容認の立場から、意見や質問を発信」するよう依頼 ・ なお、取引会社(26社)のうち、23社には、意見投稿の事例文(支店部長1名が作成、6事例)を参考として手交 (事例概要) 原子力発電再開は、電力不足解消や九州・日本経済に大きく寄与 電力不足と文化的生活や熱中症への懸念 自然エネルギーが原子力の代替エネルギーとならない 原子力設備で、国が安全対策を評価 停電による大混乱を懸念。発電再開を望む 電力不足による国内産業の衰退が心配
(5)協力会社等の社内での要請状況	o 社員(管理職等)へメールや口頭で要請 (計2,337名) ・ 西日本プラント工業:2,176名(社内イントラネットで全社員に周知()) ・ 西日本技術開発:47名 ・ 九電産業:67名 ・ ニシム電子工業:47名 } 原子力部門の社員 ()社内イントラに掲載した原子力担当部長は、「私個人への依頼と思わず、社内で広く周知すれば、同じ気持ちで意見を出してもらえとの思いで、イントラネットに掲載した。問題となる認識はなかった」と供述。	o 社員(管理職等)へ口頭で要請 (計79名) ・ 当社訪問時等の取引会社の対応者数は、72名(総社員数:3,979名) (注)取引会社内でその後要請された人数は把握していない。 ・ お客さま(5社)への要請は、7名。
(6)同番組への投稿状況	o 協力会社の投稿者数:17名	o 取引会社等の投稿者数:89名() (内訳) 取引会社:85名()、お客さま:4名

()7月14日報告書では、取引会社は75名。後日調査で、10名増加。

〔表2〕 社内に対する要請概要

	原子力発電本部等分	佐賀支店分
(1)要請日	○ 平成23年6月22日、24日	○ 平成23年6月22日
(2)要請者	○ 原子力発電本部 課長級社員(1名)	○ 佐賀支店 部長(1名)、営業所長(1名) (計2名)
(3)要請先 (注)各事業所ごとの (/)内は 要請された人数 事業所社員総数	○ 下記事業所の社員 (計498名) ・ 本店(原子力発電本部内) 社員(78/150名) ・ 玄海原子力発電所(次長) 社員(242/560名) ・ 川内原子力発電所(次長) 社員(110/287名) ・ 川内原子力総合事務所(副所長) 社員(50/50名) ・ 東京支社(課長級、副長級) 課長級、副長級 (7/33名) ・ 佐賀支店(課長級) (3/242名) ・ 唐津営業所(課長級、副長級) (3/60名) ・ 鹿児島支店(課長級社員) 管理職(5/382名)	(計21名) ・ 支店部長 課長級(7/64名) ・ 営業所長 管理職(14/81名)
(4)要請内容	○ メールで要請 6月22日送信分 (メール文の一部抜粋) ・ 「本件(当該番組)については、我々自身、極めて重大な関心事であることから、万難を排してその対応に当たることが重要と考えております。 ・ つきましては、各位他関係者に対して、説明会開催についてご周知いただくとともに、可能な範囲で、当日ネット参加へのご協力 をご依頼いただきますよう御願ひ致します。 説明会ライブ配信websiteにアクセスの上、説明会の進行に応じて、発電再開容認の一国民の立場から真摯に、かつ県民の共感を得るような意見や質問を発信 ・ 是非、自宅等からのパソコン(1)からのアクセスをお願いします。 ・ 知事面談メモを添付(2) (1) 本人の供述等によると、当日(6/26)が日曜日であり、社員等が休日出勤せず投稿できることを配慮。 (2) 本人は、「同メモを読んだ結果として、メールの発信先の各管理職に周知と賛成投稿の必要性を徹底させることが必要と考え、その気持ちの現れとして、同メモを添付した」旨を供述。 6月24日送信分 ・ 同番組の視聴方法(経産省・佐賀県のURL)をメールで連絡	○ 口頭で要請 ・ 番組への投稿要請
(5)同番組への投稿状況	○ 投稿者数:34名	○ 投稿者数:11名(fax 4含む)

○ 今回の投稿者数(合計):151名()(社外106(),当社社員45)

() 7月14日報告書では、141名。後日調査で、社外10名増加。

(参考)「玄海原子力発電所 緊急安全対策 県民フォーラム(平成23年7月8日、佐賀県主催)」における
当社からの参加要請について

- 佐賀支店長(現:佐賀支社長)は、部下に対し、当社社員(佐賀支社等)及び取引会社(23社)、協力会社等のグループ会社(9社)に対し、開催の周知を指示。(6月30日)
- 7月1～4日、当該フォーラムの周知を実施。その際、「興味がある方は、是非、個人として参加申し込みをお願いしたい」とのコメントし、「任意参加」を呼びかけ。
- 当社社員の当選は、22名。ただし、7月8日は、6月26日の国の説明番組への不正な投稿要請が判明したことから、会社の指示で、二度と同様のことを起こさないように、当選者に辞退を促した。結果、当社社員は出席せず。
- なお、取引会社や協力会社等のグループ会社からの当日出席者は、63名。

・ 県民フォーラムへの出席状況

(単位:人)

	佐賀支社	佐賀お客さま センター	佐賀電力 センター	計	取引会社 (23社)	協力会社 等(9社)	計
開催周知	73	335	186	594	145	246	391
申込み	11	86	2	99	121	208	329
当選	0	22	0	22	42	43	85
当日出席 (7/8)	0	0	0	0	32	31	63

(参考1) 県民説明番組への投稿要請問題の経緯

月 日	内 容
6月21日(火) (於:佐賀市)	<ul style="list-style-type: none"> 0 6月26日の県民説明番組に先立ち、副社長(原子力担当)、原子力発電本部長及び佐賀支店長の三者は、副社長と原子力発電本部長の退任挨拶のために佐賀県知事を訪問(その際の同知事は、県民説明番組と関連した発言あり)。 0 知事との懇談後、三者は昼食を取った際、県民説明番組において、「発電再開に賛成する意見の投稿を増やすことが必要である」との認識を共有。副社長は佐賀支店長に知事発言のメモを作成することを指示した。同日午後に、佐賀支店長がメモを作成。

(原子力発電本部)

6月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 0 6月22日朝、副社長(原子力担当)は、秘書経由で、支店長メモを受け取り、原子力発電本部部長に電話をし、同メモを見て対応することと、賛意の参加者を増やすために、「本件説明番組の周知」を指示した。 0 原子力発電本部部長は、同メモを佐賀支店課長級社員から入手し、部下(課長級社員)に、同メモの「『国主催の県民向け説明会』の際に、発電再開容認の立場からも、ネットを通じて意見や質問を出して欲しい。」との箇所を指差し、本件説明番組の周知を指示。
6月22日(水) (メール発信)	<p>(社外第一報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 同部下は、以下の協力会社4社の原子力担当部長(いずれも当社原子力部門OB)に同番組の周知と自宅パソコン等からの賛成投稿要請を依頼 (西日本プラント工業㈱、西日本技術開発㈱、九電産業㈱、ニシム電子工業㈱) <p>(社内第一報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 同部下は、以下の原子力部門管理職58名に対し、同様に同番組の周知と自宅パソコン等からの賛成投稿要請を依頼 (知事との面談メモ貼付)() (同本部本店職場、玄海原子力発電所、川内原子力発電所、東京支社、 佐賀支店、唐津営業所、鹿児島支店) <p>()同日、当該投稿要請メールの削除を指示(第一報の1時間半後にメール)</p>
6月22日(水) 以降	<p>{協力会社4社}</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 4社の原子力担当部長は、社員へメール、口頭、社内イントラネットで要請 被要請者は4社計で全社員4,391名中2,337名(原子力担当部長も含む) <p>{原子力発電本体内}</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 依頼を受けた原子力部門管理職は、各機関内で更に同僚・部下等へメール、口頭で投稿要請。被要請者は計498名(当初依頼を受けた者も含む)
6月24日(金) (メール発信)	<p>(社外第二報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 投稿要請を行った上記部下(課長級社員)は、社外要請先に対し、メールで、説明会開催内容について紹介した佐賀県及び経済産業省のURLを連絡 <p>(社内第二報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 同様に、上記部下(課長級社員)は、社内要請先に対し、メールで、説明会開催内容について紹介した佐賀県及び経済産業省のURLを連絡

(佐賀支店)

6月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 0 佐賀支店長は、支店部長3名(原子力担当部長、企画管理部長、総務部長)に、「発電再開に賛成する意見の投稿を増やすことが必要」との認識を伝え、説明会の具体的対策の検討を指示 0 部長3名は、対象の選定や要請方法、事例文等を検討 0 総務部長は、支店部長5名、営業所長4名、電力所長2名に、メールで、社外への投稿要請を依頼 0 総務部長は、支店課長級社員1名に口頭で取引会社への投稿要請を指示
6月22日(水) ～6月24日(金)	<p>{取引先・お客さま}</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 総務部長、支店課長級社員1名は、県内の取引会社26社に、訪問もしくは来社時に口頭で、当該番組の開催要領を手交し、「発電再開の立場から、意見や質問を発信」するよう依頼。なお、取引会社には、併せて投稿事例文を参考として手交 0 支店部長2名、営業所長2名は、主要お客さま5社に、訪問等により口頭で、「発電再開の立場から、意見や質問を発信」するよう依頼
6月23日(木)	<p>{支店内}</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 総務部長から要請を受けた支店部長1名が部内の課長級社員7名に投稿要請 0 同様に、営業所長1名が所内で管理職14名に投稿要請

月 日	内 容
6月26日(日) 10:00～11:30	<p>「放送フォーラムin佐賀県『しっかり聞きたい、玄海原発』～玄海原子力発電所緊急安全対策 県民説明番組～(於:佐賀市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 当社要請により151名が投稿(社外106名、当社社員45名)

6月26日(日)	<ul style="list-style-type: none"> 0 インターネットにおける「県民説明番組」への投稿要請の「ブログ」を当社法務室担当者が発見。報道担当者及び原子力発電本部担当者へ連絡。原子力発電本部担当者は、原子力発電慎重派の方による中傷的なものと思い込み、何も対応していない。
6月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 0 原子力発電本部担当者は、上司の副長に上記のブログの件を相談し、株主総会(6月28日)の直前であったため、「質問が出る可能性は低いが念のため準備しておこう」という意識で、この副長が事務局用QAとして答弁案を作成。 なお、当該副長は、QAを作成し、上司の課長級社員()に提出し、事務局用止まりとした。なお、課長級社員()は、上司である原子力発電本部長や同本部長に対し、「ブログ」や「総会QA作成」について、何も連絡していない。()今回の行為の影響・重要性を軽視していたため、上司報告の必要性を感じていなかった。
7月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 0 報道機関からの問合せ <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関から当社報道対応担当者に、「九電は、説明番組開催に際し、社員や関係会社に、意見を投稿するよう要請を行っていたのか」と電話で問合せ。 ・ 問合せを受けた同担当者は、原子力発電本部への確認をせず、思い込み()により、「そういう事実はない」旨、回答 () 当社が組織としてそのような要請を行なうことはないと思い込んでいたこと。
7月2日(土)	<ul style="list-style-type: none"> 0 上記報道機関の紙面に投稿要請の記事掲載(以降、他の報道機関から問合せ)
7月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 0 鹿児島県議会原子力安全対策等特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力発電本部副本部長(前同本部長)が、今回の投稿要請に関する質問に対し、「会社の内外に番組開催の連絡はしたが、そのような依頼(投稿要請)を実施した事実はない」と答弁。

7月5日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報道対応管理職が、報道機関からの問合せを受け、原子力発電本部に確認したが、対応した原子力発電本部担当者が投稿要請の事実を把握しておらず、これまでの対応(投稿要請した事実はない)でよい」と回答
7月6日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆議院予算委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 笠井衆議院議員から今回の投稿要請に関する質問 ○ 同委員会を受け、事実関係を確認した当社社長が会見(19:30~)
7月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社内の調査開始
7月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「玄海原子力発電所 緊急安全対策 県民フォーラム」(於:多久市) ○ 当社からの参加要請により63名が出席(取引会社32名、グループ会社31名)
7月11日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿児島県議会原子力安全対策等特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力発電本部副本部長(前同本部部長)が、今回の投稿要請に関する質問に対し、以下のとおり答弁 ・ 「私の思いで()、そういう事実はなかったと申し上げたが、事実関係を調査した結果、そういう要請をしていたという事実があった」、また、「赤旗等から取材があった件は存じていない。7月4日の段階では、事前にそういう話があるとはまったく知らなかった。」(7月4日、事実関係を確認せずに) ・ 「指示した内容は、番組周知だけで、メールの存在を知らなかった。」、「7月4日の発言は、自分としては、番組開催の周知を指示していたので、調査をせずに回答したことは、非常に申し訳ない。」
7月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「経済産業省主催の県民説明番組への意見投稿呼びかけに関する事実関係と今後の対応(再発防止策)について」を経済産業省へ提出
7月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆議院予算委員会に眞部社長が参考人招致 <ul style="list-style-type: none"> ・ 笠井衆議院議員から今回の投稿要請に関する質問
7月24日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者委員会 委員長を要請した郷原弁護士と眞部社長との面談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県知事面談メモの件を相談し、対応を依頼。 ・ 後日、郷原委員長は、古川知事と面談。
7月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第三者委員会」を設置し、第1回委員会開催(記者会見) ○ 事実関係の再調査開始(経済産業省主催) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「玄海原子力発電所 緊急安全対策 県民説明番組」(平成23年6月26日経済産業省主催) ・ 「プルサーマルシンポジウム」(平成17年10月2日 経済産業省主催) ・ 「川内原子力3号機の設置に係る第1次公開ヒアリング」(平成22年5月18日経済産業省主催) ○ (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「プルサーマル公開討論会」(平成17年2月20日九州電力主催) ・ 「プルサーマル公開討論会」(平成17年12月25日佐賀県主催) ・ 「環境影響評価準備書説明会(薩摩川内市)」(平成21年1月23日九州電力主催) ・ 「環境影響評価準備書説明会(いちき串木野市)」(平成21年1月30日九州電力主催)
7月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国が主催したシンポジウム等で特定の意見表明を要請した事実の有無に関する調査について」を経済産業省へ提出

7月30日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 佐賀県知事の「県民説明番組への投稿要請(6/21 知事面談メモ)」に関する記者会見 ○ 佐賀県知事の記者会見を受け、第三者委員会・郷原委員長による記者会見
8月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 玄海町議会原子力対策特別委員会 ・ 眞部社長、玄海原子力発電所長が出席
8月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 佐賀県議会原子力安全対策等特別委員会 (参考人) 眞部社長、副社長(原子力発電本部長)、経営管理本部長
8月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者委員会・郷原委員長による記者会見 ・ 原子力発電本部副本部長が第三者委員会(調査チーム)に対し、「調査関係資料の一部除外指示」の自己申告を行ったことを受け、委員長が緊急記者会見
8月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回 第三者委員会開催 ・ 事実関係の再調査状況等(7月30日、8月9日緊急記者会見の概要含み)について審議
8月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 佐賀県議会原子力安全対策等特別委員会 (参考人) 前副社長(原子力担当)、前原子力発電本部長、佐賀支社長
8月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済産業省「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」による「中間報告書」の公表 ・ 当社関連の「経済産業省主催 プルサーマルシンポジウム」、「川内3号機第一公開ヒアリング」、「県民説明番組」に係る国の関与についての中間報告。
9月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回 第三者委員会開催 ・ 事実関係の再調査状況の「中間報告書」等について審議 ○ 第三者委員会「中間報告書」を公表 (記者会見)
9月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回 第三者委員会開催 ・ 調査チームの「最終的な調査結果」等について審議 ○ 第三者委員会「中間報告書(9/8の詳細版)」を公表 (記者会見)
9月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5回 第三者委員会開催 ・ 「最終報告」について審議 ○ 第三者委員会「最終報告書」を公表 (記者会見)
9月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済産業省「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」による「最終報告書」の公表 ・ 当社関連の「経済産業省主催 プルサーマルシンポジウム」、「川内3号機第一公開ヒアリング」、「県民説明番組」に係る国の関与についての最終報告。

(参考2) 原子力発電本部副本部長の鹿児島県議会での発言(7月4日)に至る経緯

6月22日、副社長(原子力担当)から、電話により、原子力発電本部部長に対し、「本件説明番組の周知」を指示。その際、副社長から、「知事面談メモ」を読むように言われ、佐賀支店課長級社員から、同本部課長級社員を経由し、同メモを入手。

同日、原子力発電本部部長は、同本部課長級社員に対し、同メモを見せ、「本件説明番組の周知」を指示。当該課長級社員は、社内外にメールによる説明番組への投稿要請を依頼。その際、社内メールには、同メモを添付。

なお、同本部課長級社員は、投稿要請メール本文の内容(知事面談メモ含み)について、同本部部長の事前了解を得ていない。また、同本部課長級社員は、事後報告も同部長に行っていない。

(6月26日 10:00～11:30、県民説明番組の放映)

6月26日午後、インターネットサイトに、「本件賛成投稿要請」に関するブログを当社法務室管理職が発見し、法務室回覧後、当該ブログを原子力発電本部担当者へ情報提供。株主総会(6/28)前であったため、原子力発電本部に対し、「株主総会QA」を作成しておく方がよい旨を告げた。同本部管理職は、上司である課長級社員に相談し、本件賛成投稿要請に関する株主総会QAを作成することとした。

6月27日夕方、本件に関する総会用QAを作成した同本部管理職は、上司である課長級社員の了解を得た。また、投稿要請を行なった同本部課長級社員にも、同QAを見せ、了解を得ている。なお、当該QAが作成された時刻は、翌日の28日(株主総会当日)の午前零時頃であり、原子力発電本部部長や同本部部長への決裁あるいは了解は得ていない(既に両者は帰宅)。

6月28日(10時開催)、株主総会当日、当該QAは同課長級社員により、事務局用として持ち込まれたものの、総会では「本件賛成投稿要請」に関する質問は出なかったため、原子力発電本部部長や同本部部長へ当該QAは渡していない。また、総会終了後も当該QAは同本部部長には渡していない。

7月1日、報道機関(しんぶん赤旗)から当社報道対応担当者に、「本件賛成投稿要請」に関する問い合わせ。原子力発電本部への確認をせず、思い込みで、「そういう事実はない」と回答。

7月4日、鹿児島県議会原子力安全対策等特別委員会において、同本部部長が「会社の内外に番組開催の連絡はしたが、そのような依頼(投稿要請)を実施した事実はない」と答弁。

なお、原子力発電本部部長及び同本部部長が、同ブログや同QAの存在を知ったのは、第三者委員会で調査開始後の7月末頃。

(注) 第三者委員会は、「当委員会の調査結果からは、同本部部長の鹿児島県議会での答弁が虚偽答弁であったと認めるに足る根拠はない。」と報告。

(参考3) 調査関係資料の廃棄(一部除外)について

7月下旬、原子力発電本部副本部長から、「プルサーマルのシンポの関係で、県議や県庁原子力関係者などに個人的な迷惑をかける様な資料については抜いておけ」との一部資料の廃棄の指示を受けた本部次長級社員は、原子力発電本部保管の関係資料では、「その種資料は見当たらなかった()」と供述。

本部次長級社員は、佐賀支社の課長級社員に廃棄の指示をしたが、「関連資料はない」との返事で、玄海原子力発電所の次長級社員にも同様の指示を行い、「特にそのようなものはない」と返事を受けていた。

しかしながら、8月5日、佐賀支社課長級社員が「同支社の倉庫ファイル15冊ものプルサーマル関係資料がある」と、同本部次長級社員にその旨を連絡。連絡を受けた次長級社員は、副本部長の了解を得て、同本部管理職(副長)を佐賀支社へ派遣。次長級社員は同本部管理職に対し、「佐賀支社にプルサーマルのファイルがあるので、持って帰って来てほしい。その際、議員とか個人名の入っているものは、外してほしい」といった指示を行った。

派遣された同本部管理職(副長)は、プルサーマル関係資料のファイル15冊の中から、個人名の入っている資料をすべて抜き取った。抜き取られた資料(厚さはおよそ5cm程度)は、佐賀支社課長級社員が受け取り、同課長級社員により、同支社の文書廃棄のための文書回収BOXに投棄した。

同本部管理職(副長)は、抜き取りの後の15冊のファイルのうち、6冊は原子力発電本部に持ち帰り、残り9冊は、佐賀支社から原子力発電本部の次長級社員宛に宅配便により送られた。

8月8日に、第三者委員会事務局(経営管理本部)の指示()により佐賀支社において、同BOXを確保し、同BOXは同日夕方に同事務局へ届けられた。

() 8月5日夜、第三者委員会の郷原委員長が、複数のマスコミから「九電において情報隠蔽の動きがある」との情報を受け、社長へその旨を連絡。社長から経営管理本部長(第三者委員会事務局)を經由し、原子力発電本部副本部長及び佐賀支社長に対し、情報隠蔽を行わないよう指示。8月6日、佐賀支社長は資料投棄の事実を確認後、同回収BOXを確保。

したがって、上記BOXは、その中に佐賀支社課長級社員が投棄したプルサーマル関係資料が入ったままの状態同事務局に持参。佐賀支社においては、本件資料廃棄については、結果的に未遂に終わっている。

なお、佐賀支社以外(原子力発電本部及び玄海原子力発電所)においても、調査関係資料を廃棄、または廃棄しようとした事実は確認されていない。()

() なお、第三者委員会は、原子力発電本部保管の資料廃棄について、「同本部部長の供述からすると、同本部次長級社員において原子力発電本部保管の2、3冊の関係資料を見つけ、その中から同部長の指示にかかる資料を廃棄した可能性も少なくないものと思料する。」としている。

- 0 第三者委員会は、「同行為は、本件の核心部分に関する事実解明を著しく困難にする悪質かつ露骨なコンプライアンス違反行為」と評価。

(3) 事象の問題点及び原因(評価)

0 当社及び第三者委員会による今回事象の問題点及び原因(総括評価)は、以下のとおり。(太字・下線は今回、追記)

[今回事象の問題点・原因等]

第三者委員会においては、今回の県民説明番組への投稿要請については、「調査結果を総合すると、知事発言当時の知事の意図あるいは真意は措くとして、同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは、同趣旨の発言を行なったことは否定し難いものと思料する」と評価。

副社長、原子力発電本部長及び佐賀支店長は、事業者である当社から発電再開容認の投稿を増やすために「当番組を周知」するよう指示したことが、賛意の投稿を要請する行為につながり、中立・公平であるべき国の説明番組に影響を与えるということの認識が著しく欠落していた。

なお、第三者委員会においては、「副社長(原子力担当)の原子力発電本部長に対する指示は、同副社長の供述のみに照らしても、客観的に見ると、必ずしも本件説明番組の周知に限ったものではなく、むしろ、本件賛成投稿要請を含む趣旨と解される余地のあるものであったと思料され、現に同部長は、そのように受け取っているものである。」と評価。

副社長から指示を受けた原子力発電本部長も、部下(課長級社員)に「番組周知」を指示することが、協力会社や当社原子力部門社員等に対し、賛意の投稿を要請する行為にもつながり、説明番組に影響を与えることの認識が著しく欠落していた。

第三者委員会は、「原子力発電本部長の部下(課長級社員)に対する指示は、事実上、賛成投稿要請を含むものであったことは、否定し得ないものと思料する。」と評価。

それぞれ上司から、上記の指示を受け、対応した原子力発電本部長の部下(課長級社員)、佐賀支店の部下(支店幹部)は、事業者である当社からの協力会社等への賛成投稿を要請する行為が、社会の常識や倫理観に反し、公平・中立であるべき説明番組に重大な影響を与えることの認識が欠落し、安易に上司の指示に従った。

第三者委員会は、「本件投稿要請は、原発再稼働への賛成意見の数を多くみせかけるために組織的に行われたものであり、公益事業者であり、その事業活動に透明性を強く求められる電力会社の行動として、社会的に許容されるものではない。」と評価。

また、原子力発電本部長の課長級社員が自宅等のパソコンからのアクセスを要請していること(いわゆる、「なり済まし」)について、第三者委員会は、以下のとおり、評価。

本人が「本件説明番組が放映された6月26日は日曜日であったところ、『休日に会社に来ないといけないのか』と言われており、自宅でやっていると意味だったという点、また、6月22日のメール送信時点では、本件説明番組は、5月17日のユーストリームと同じように投稿者はアカウントを取得してチャットのような形で投稿するものと思っていた」と供述しており、本件説明番組は身分を明かして意見を出すことが予定されていないと思っており、ことさら一般人を装うことを依頼する必要はないという趣旨であり、一応の合理性がある。

したがって、本件投稿要請メールが市民からの投稿を偽装する意図で行われたとの理解は必ずしも正しくないと思えるが、それは、九州電力が組織的に行った本件説明番組への対応の重大性、悪質性を軽減する理由にはならない。

なお、資源エネルギー庁の担当者が東京支社の課長級社員に、当該説明番組の概要等を説明したことについて、第三者委員会は、「本件に関し、資源エネルギー庁担当者の要請は、結果として、本件説明番組についての九電の対応、すなわち本件賛成投稿要請に影響は与えていないものと思料される」と評価。()

() 当該内容の第三者調査委員会(国)による、「国の関与等」の評価結果は、次ページ参照。

原子力発電本部の課長級社員は、指示をした上司に対して、具体的なメールでの投稿要請について報告を行っていなかった。また、副社長、同本部長及び同本部部長は、自らの指示に対する部下の具体的な行動についてのフォローを怠り、賛意の投稿要請の実態を把握していないなど、マネジメント及びガバナンス上問題。

佐賀支店においても、取引先に対して要請する際、事例文を持参して投稿要請したことは、当事者として不適切な行為であった。

なお、今回の事象について、6月26日以降、インターネット上の当該事象関連ブログの把握及び、総会QA作成、報道機関からの問合せ、新聞への掲載、県議会での質疑があったにも係らず、この問題の重大性に対する認識不足から、関係者が事実関係の十分な確認を行わず、看過するなど、これらの情報が経営トップまで共有化されないなど、経営者から中間管理職に至るマネジメント機能及び、全社の危機管理機能が有効に働いていなかったことが挙げられる。

一連の行動は、今回、関わった副社長、本部長、同本部部長、佐賀支店長、並びに同本部・同支店部下等における、事の重大性の認識不足(環境変化への不適応)や、社会の常識や倫理観の欠如、アンフェアな行動を抑制するコンプライアンス意識の希薄さに加え、これらの動きを未然にチェックするなど、コンプライアンス体制などが有効に働いていなかったこと等が要因。

(参考)「原子力発電に係るシンポジウム等について」の国の第三者調査委員会「最終報告書」

(H23.9.30、経済産業省)

玄海原子力発電所に係る佐賀県民向け説明番組

(国の関与の有無等:資源エネルギー庁)

- ・ エネ庁は、玄海説明番組を放送することについて、平成23年6月23日午後プレスリリースを公表する予定でいたところ、同日午前10時ころ、九州電力(東京支社)の担当者(2名)が、地元に関する情報を提供するためにエネ庁立対室を訪問した際、同室C室長は、上記担当者に対し、同日午後に予定されていたプレスリリースの内容を踏まえて、短期間、立ち話で、同月26日に放送が予定されている玄海説明番組では意見や質問をメールやファックスで受け付けることにしていること、意見や質問の受付は放送日の前日から行うことなど、玄海説明番組の内容の概要を説明した。これを聞いた上記担当者は、C室長による一連の説明について、発電再開に向けた意見等を出して欲しいという趣旨のものであると受取った。
- ・ そもそも、上記のやりとりの際、C室長が発電再開に向けた意見等を出して欲しい旨の発言をした事実は認められない上、C室長と九州電力担当者とのやりとりの状況、C室長による一連の説明は、発電再開に向けたものであるか否かを問わず、九州電力の電力会社関係者に、何らかの意見等を出して欲しいとの意図に出たものとは認められないから、上記のやりとりをもって、国が九州電力に対して、その電力会社関係者に対して、玄海説明番組の放送の際に、意見投稿を依頼するよう指示、要請その他の働きかけを行ったものとは認められない。
- ・ また、九州電力は、上記のやりとりがあった日の前日(同月22日)に、電力会社関係者に対して、玄海説明番組の放送の際に、原子力発電所の発電再開に賛成する意見投稿を要請するメールを送付していたが、国が九州電力に対して、上記の行為を行うよう指示や要請をした事実は認められないほか、上記の九州電力担当者は、上記のやりとりの際、その事実をC室長に伝えておらず、C室長もその事実を知らなかったのであるから、国が、九州電力による上記の行為を容認ないし黙認していたとも認められない。

2. プルサーマル・シンポジウム(平成17年10月2日 経済産業省主催)

(1) シンポジウムの概要

1. 日時	平成17年10月2日(日) 13:00~17:45
2. 場所	玄海町町民会館文化ホール(佐賀県玄海町)
3. 目的	地域の皆様にプルサーマルの必要性や安全性についての理解を深めていただく
4. 主催	経済産業省
5. 内容等	・ プルサーマルの必要性、安全性について(パネルディスカッション) ・ トークセッション、会場からの質問 等

(2) 事実関係

- 0 7月29日の経済産業省報告の事実関係に追加記載した内容(太字・下線)は、以下のとおり。

(調査項目1) 影響力を行使しうる者(社員、関連企業等)に対し、情報提供あるいは要請を行った事実
(仮にあるとすれば、その内容及び方法)

- ・ 当社社員(約1,200名)及び協力会社(18社、約1,000名)等に対し、シンポジウムの参加及び発言の呼びかけを実施。(内容及び方法は、以下の調査結果のとおり)
- ・ 原子力安全・保安院の担当者から、参加者を集めること及び当日会場において質問が出るようにしておくように依頼された。

(調査項目2) 上記に該当する場合、第三者の立場を装って特定の意見を表明するように要請した事実

- ・ 当社社員及び協力会社等に対し、周知・参加呼びかけにあわせて、自主的な発言を呼びかけ。ただし、具体的発言内容を示すなどの、特定の意見表明の要請は行っていない。

[本店(原子力管理部、広報部)](平成17年8~9月頃)

(注)役職は平成17年10月時点

原子力管理部の部長級社員(プルサーマルG長)は、同部の課長級社員及び広報部の課長級社員に対し、「今後の理解活動のための学習の機会の一環」との考えから、口頭で、当社社員及び協力企業等へ自主的な参加と発言の呼びかけを依頼。

原子力管理部の課長級社員は、玄海原子力発電所次長及び佐賀支店部長(原子力担当)に対し、口頭で、シンポジウムの参加・発言の呼びかけを依頼。

広報部の課長級社員は、佐賀支店の課長級社員に対し、口頭で、支店管内への参加・発言の呼びかけを依頼。

なお、社長以下の経営層は、当社社員及び協力会社等の参加状況について、報告を受けていた。

[玄海原子力発電所](平成17年8~9月頃)

玄海原子力発電所次長は、同発電所内の地元在住社員に対し、口頭で、参加・発言の呼びかけを実施。

同次長は、協力会社(18社)に対し、口頭で、参加・発言の呼びかけを依頼。

なお、発電所長は、発電所次長から一連の状況説明を受けていた。

[佐賀支店](平成17年8~9月頃)

佐賀支店部長(原子力担当)は、支店内の地元在住社員に対し、口頭で、参加・発言の呼びかけを実施。

同支店部長(総務担当)は、取引会社(親睦団体)に対し、口頭で、参加・発言の呼びかけを依頼。

同支店の課長級社員は、伊万里営業所、唐津営業所と連携し、一般市民への参加呼びかけを実施。

なお、支店長は、支店部長から一連の状況説明を受けていた。

〔東京支社〕(平成17年8月18日)

東京支社次長が、プルサーマルシンポジウムに関する原子力安全・保安院原子力安全広報課との打合わせにおいて、原子力安全・保安院との担当官から、プルサーマルシンポジウムへの参加者が多くなるよう人を集めること、及び、当日会場において質問が出るようにしておくよう依頼された。東京支社次長は、この依頼について、社内文書に、「九電関係者の動員、さくら質問等、取り注でお願いします。」と記載して社内へ報告。また、原子力安全・保安院は、原子力慎重派が当日会場のどの位置に着席しているかを報告するよう依頼。

なお、上記のとおり、当社が参加呼びかけを行っていた事実はあるが、特段、この参加呼びかけが原子力安全・保安院の依頼を受け、実施されていたものではない。また、慎重派の座席位置の依頼についても、「把握困難」と原子力安全・保安院へ報告している。

〔参加者総数〕

当社の参加・発言の呼びかけにより、当社社員、協力会社等から96名が参加。

〔参考〕 当日のシンポジウムでは、一般市民を含む参加者総数626名のうち10名が質問。

〔会場からの質問〕

当該シンポジウム(第一部、第二部)において、原子力推進派の立場からの質問者1名であったが、本人は、自らの意思で質問を行っており、当社によって仕込まれた質問がなされた事実はない。

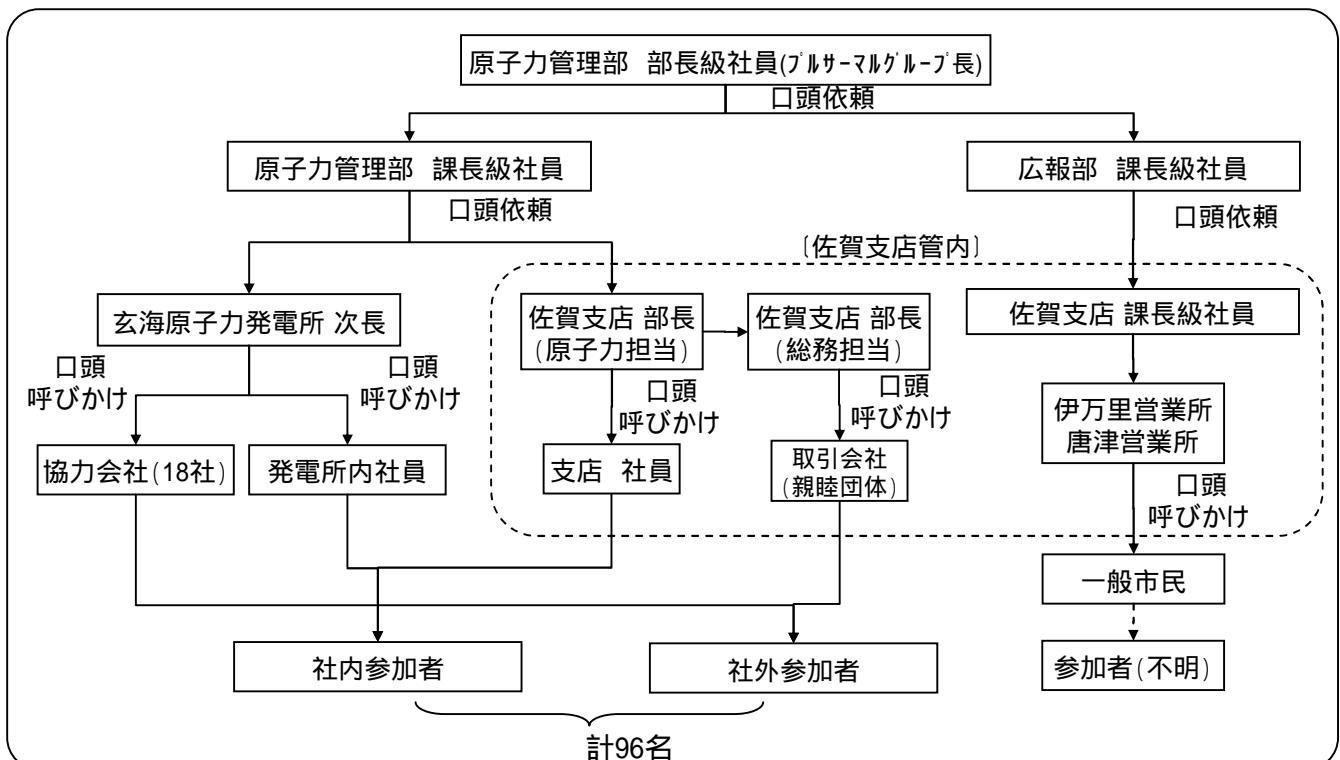
〔表1〕 参加状況(平成17年10月2日)

(単位:人)

	社外			社内		
	協力会社 (18社)	関係団体 等(1団体)	計	佐賀支店	玄海(原) 発電所	計
参加・発言 呼びかけ(注)	1,014	(不明) (約100社)		707	471	1,178

- 当社社員及び協力会社等の参加者数は96名(当時の集約資料で確認)
- 一般市民を含む参加者総数626名
- (注) 当時の在籍社員総数を記載

〔図1〕 シンポジウムの参加・発言呼びかけに至る主な流れ



(注) 数字は、P18～19の「(2)事実関係」に付された番号に対応

〔表2〕 協力会社等の社外への要請概要

	原子力発電本部等分	佐賀支店分
(1)要請日	0 平成17年9～10月(推定)	0 平成17年9～10月(推定)
(2)要請者	0 玄海原子力発電所次長	0 佐賀支店部長(総務担当)
(3)要請先	0 原子力関係協力会社(18社) ・ 発電所常駐の所長	0 取引会社(親睦団体)(1団体) ・ 親睦団体の事務局担当者
(4)要請内容	0 口頭で要請 ・ 発電所常駐の所長が出席する会議体で、参加資格のある社員(地元在住者)への参加呼びかけを依頼 ・ 「自主的な参加と、発言してもらえらなら自主的な発言もお願いします」という程度の内容を伝えた。	0 口頭で要請 ・ 参加資格のある社員(地元在住者)への紹介を依頼
(5)協力会社等の社内での要請状況	0 参加資格のある社員へ口頭で要請	

0 当社社員及び協力会社等の参加者数は96名(当時の集約資料で確認)

〔表3〕 社内に対する要請概要

	原子力発電本部等分	佐賀支店分
(1)要請日	0 平成17年9～10月(推定)	0 平成17年9～10月(推定)
(2)要請者	0 玄海原子力発電所次長	0 佐賀支店部長(原子力担当)
(3)要請先	0 同発電所内の全課長(14名)	0 同支店内の全部長・営業所長・電力所長(13名)
(4)要請内容	0 口頭で要請 ・ 各課長以上が出席する「所内会議」で、参加資格のある社員(地元在住者)への参加・発言の呼びかけを依頼 ・ 「自主的な参加と、発言してもらえらなら自主的な発言もお願いします」という程度の内容を伝えた。	0 口頭で要請 ・ 参加資格のある社員(地元在住者)への参加・発言の呼びかけを依頼 ・ 「自主的な参加と、発言してもらえらなら自主的な発言もお願いします」という程度の内容を伝えた。

0 当社社員及び協力会社等の参加者数は96名(当時の集約資料で確認)

(3) 事象の問題点及び原因(評価)

当社から当社社員及び協力会社等に対し、今後の理解活動のための学習の一環として、自主的とはいえ、参加を呼びかけたことは、国のイベントの主旨を考慮すると配慮が欠けた対応であった。

(第三者委員会)

九州電力は、同シンポジウムへの参加呼びかけを行っていた事実が認められ、九州電力、協力会社からの応募者は、118名であり、96名が当日の入場者であったと思われる。但し、このほかに、九州電力による参加呼びかけを受けた地元住民等の公募者が相当程度存在すると推定される。

一方で、これらの全員が九州電力の参加呼びかけに応じる形でプルサーマルシンポジウムに応募ないしは参加したとまでは言えず、自らの意思で応募ないしは参加した者も相当程度存在するものと考えられる。

同シンポジウム(第一部、第二部)において、九州電力が仕込み質問をしていたという事実は認められない。また、原子力・安全保安院の担当官から、一般参加者が多くなるよう人を集めること、当日会場において質問が出るようにしておくよう依頼されたが、参加呼びかけは、特段、同院からの依頼を理由に実施されたものでなく、地元住民に対する理解推進活動の一環としてなされたものであったと思われる。

(参考)「原子力発電に係るシンポジウム等について」の国の第三者調査委員会「最終報告書」

(H23.9.30、経済産業省)

玄海原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム

(国の関与についての評価:原子力・安全保安院)

・ 保安院職員の九州電力担当者に対する参加及び発言の要請については、

プルサーマル計画を推進する立場にある電力会社に対し、事実上、その立場を代弁する参加者や意見を増やすことにつながるおそれのある要請を行う行為は、不公正かつ偏頗なものであったこと

「どんどん参加して、意見を言いなさい。」との表現は、電力会社による大規模な参加及び発言の呼びかけにつながり、一般住民の参加や発言を妨げるおそれがあり、その結果として、シンポジウム会場の雰囲気や参加者のアンケート調査結果等を作為する可能性のあるものであったこと

などから、玄海シンポジウムの公正性・透明性を損なうおそれのある不適切なものであったと認められる。

3. 佐賀県主催 プルサーマル公開討論会(平成17年12月25日)

○ 当該討論会は、九電及び国主催のプルサーマルシンポジウム(H17年2月、10月)に加え、佐賀県が自ら主催する公開討論会が必要との方針に従い、「プルサーマルの安全性」をテーマに開催された討論会。

(1) 公開討論会の概要

1. 日 時 :平成17年12月25日(日) 13:00～17:30
2. 場 所 :唐津ロイヤルホテル(佐賀県唐津市)
3. 目 的 :プルサーマルを推進する立場、慎重な立場双方が一堂に会し、その安全について討論
4. 主 催 :佐賀県
5. 内容等 : ・ 玄海原子力発電所3号機のプルサーマル計画の安全性について
・ パネルディスカッション、会場からの質問 等

(2) 事実関係

○ 7月29日の経済産業省報告の事実関係に追加記載した内容(太字、下線)は、以下のとおり。

(調査項目1) 影響力を行使しうる者(社員、関連企業等)に対し、情報提供あるいは要請を行った事実(仮にあるとすれば、その内容及び方法)

- ・ 当社社員(約1,200名)及び協力会社(18社、約1,000名)等に対し、公開討論会を強く勧誘する形で参加の呼びかけを実施。(内容及び方法は、以下の調査結果のとおり)

(調査項目2) 上記に該当する場合、第三者の立場を装って特定の意見を表明するように要請した事実

- ・ 質問者を社員の中から一定数確保した上で、事前に準備した質問を各質問者に割り当て、当日、社員が所属を名乗らず(住所、氏名のみ)、質問。

(本店(原子力管理部、広報部)) (平成17年11月～12月頃)

(注)役職は平成17年12月時点

原子力管理部長は、同部の課長級社員及び広報部の課長級社員に対し、「今後の理解活動のための学習の機会の一環」との考えから、口頭で、当社社員及び協力企業等へ積極的な参加の呼びかけを依頼。

原子力管理部の課長級社員は、玄海原子力発電所次長及び佐賀支店部長(原子力担当)に対し、口頭で、公開討論会での積極的な参加の呼びかけを依頼。

広報部の課長級社員は、佐賀支店の課長級社員に対し、口頭で、支店管内への積極的な参加の呼びかけを依頼。

原子力管理部長等と佐賀県関係者が出席する事前打合せ(複数回開催)において、公開討論会の当社作成のシナリオ等に係る当日運営の打合せを行った。

原子力管理部長等が出席する社内会議において、仕込み質問の準備、実行に係る打合せを行い、佐賀支店、玄海原子力発電所の関係者との間で役割や実施内容等を確認した。

社長(当時)以下の経営層(当時)は、当社社員及び協力会社等の参加状況については報告を受けていたが、のいわゆる「仕込み質問」については、部下から報告を受けていたとする事実は確認されていない。

(玄海原子力発電所) (平成17年11月～12月頃)

玄海原子力発電所次長は、同発電所内の地元在住社員に対し、口頭で、積極的に参加呼びかけを実施。

同次長は、協力会社(18社)に対し、口頭で、積極的に参加呼びかけを実施。

なお、発電所長は、発電所次長から一連の状況説明を受けていた。

〔佐賀支店〕（平成17年11月～12月頃）

佐賀支店部長（原子力担当）は、支店内の地元在住社員に対し、口頭で、積極的に参加の呼びかけを実施。

同支店部長（総務担当）は、取引会社（親睦団体）に対し、口頭で、積極的に参加の呼びかけを依頼。

同支店の課長級社員は、伊万里営業所、唐津営業所と連携し、一般市民への積極的な参加呼びかけを実施。

なお、支店長は、支店部長から一連の状況説明を受けていた。

〔参加者総数〕

当社の参加・発言の呼びかけにより、当社社員、協力会社等から655名の応募者を確保。（参加者数は不明）

〔会場からの質問〕

当日は、一般市民を含む参加者総数782名のうち18名が質問。その内の原子力推進の立場からの質問者8名中、7名が当社社員等により、事前に予定されていた質問者（ ）であった。

（ ） 当社社員等による質問者

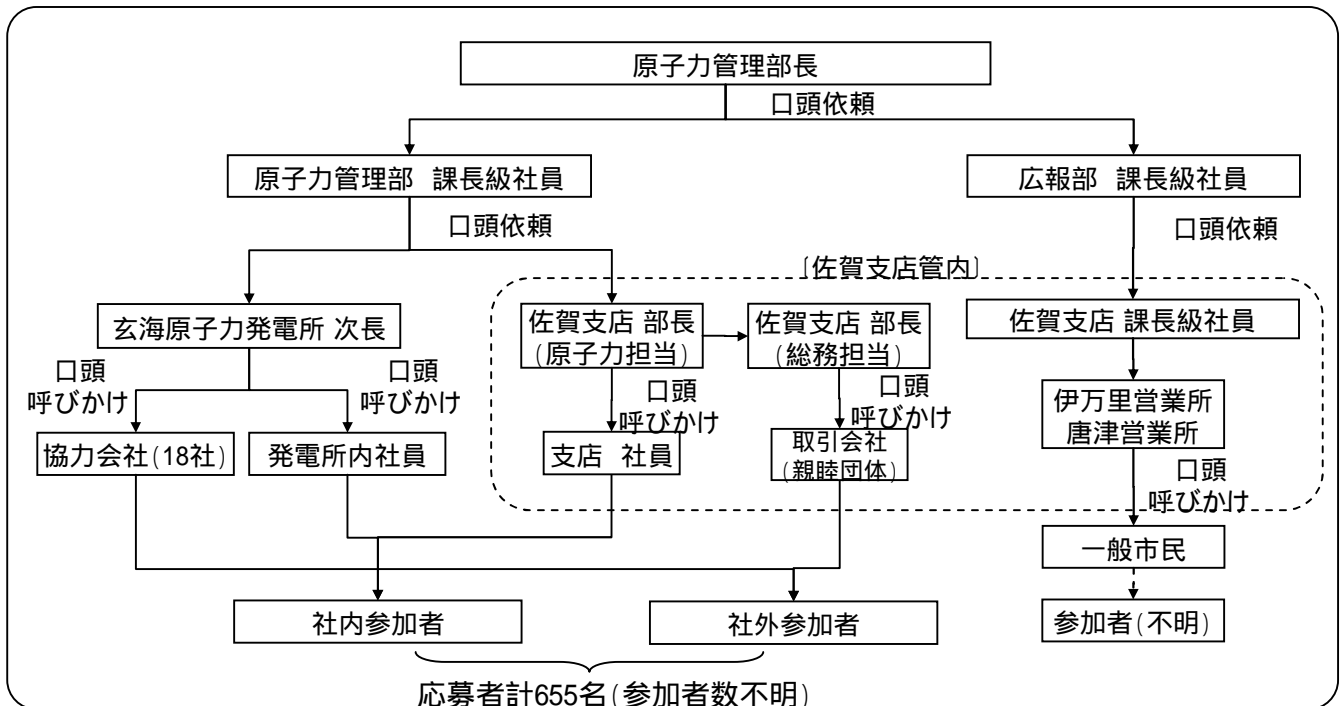
（第三者委員会「最終報告」より抜粋）

・九州電力の社員は、「危ない、危ないと言われて、玄海1号機が運転を開始して30年近くなるが、私の家の方で作っている米とか野菜が放射能の影響売れなくなったという話しは聞かないし（ 1）、私の友達が原発で働いているが（ 2）、放射能の影響で具合が悪くなったという話しも聞かない。というのは、国とか県とか、実際に運転している九電が放射能を管理しているからだと思う」と、農事従事者という一般市民からの質問であるともとり得る発言（ 1）をし、その中で、九州電力の放射線管理が信頼できると述べているのである。

〔事実関係〕

- （ 1）当該発言者は、当社社員であり、農業従事者ではない。しかしながら、発言内容については、本人（当社社員）が同居している親が農業を玄海町で営んでおり、自家（自宅）で米や野菜を作っていることは事実。
- （ 2）同社員は、当時、唐津営業所勤務で、玄海原子力発電所の勤務者からの話しを述べたもの。

〔図1〕公開討論会の参加・発言呼びかけに至る主な流れ



〔注〕 数字は、P22～23の「(2)事実関係」に付された番号に対応

〔表1〕参加状況（平成17年12月25日）

（単位：人）

	社外		社内		
	協力会社 (18社)	関係団体等 (1団体) (不明) (約100社)	佐賀支店	玄海(原) 発電所	計
参加・発言 呼びかけ	1,014		707	471	1,178

- 当社社員及び協力会社等の参加者数は366名（当時の集約資料で確認）
- 一般市民を含む参加者総数782名

〔表2〕 協力会社等の社外への要請概要

	原子力発電本部等分	佐賀支店分
(1)要請日	0 平成17年11～12月(推定)	0 平成17年11～12月(推定)
(2)要請者	0 玄海原子力発電所次長	0 佐賀支店部長(総務担当)
(3)要請先	0 原子力関係協力会社(18社) ・ 発電所常駐の所長	0 取引会社(親睦団体)(1団体) ・ 親睦団体の事務局担当者
(4)要請内容	0 口頭で要請 ・ 発電所常駐の所長が出席する会議体で、参加資格のある社員(地元在住者)への積極的な参加呼びかけを依頼	0 口頭で要請 ・ 参加資格のある社員(地元在住者)への紹介を依頼
(5)協力会社等の社内での要請状況	0 参加資格のある社員へ口頭で要請	

〔表3〕 社内に対する要請概要

	原子力発電本部等分	佐賀支店分
(1)要請日	0 平成17年11～12月(推定)	0 平成17年11～12月(推定)
(2)要請者	0 玄海原子力発電所次長	0 佐賀支店 部長(原子力担当)
(3)要請先	0 同発電所内の全課長(14名)	0 同支店内の全部長・営業所長・電力所長(13名)
(4)要請内容	0 口頭で要請 ・ 各課長以上が出席する「所内会議」で、参加資格のある社員(地元在住者)への積極的な参加の呼びかけを依頼	0 口頭で要請 ・ 参加資格のある社員(地元在住者)への積極的な参加の呼びかけを依頼

(3) 事象の問題点及び原因(評価)

本件においては、開催日がクリスマスとなるなど、参加者が少なくなることを予想し、当社から当社社員及び協力会社等に対し、積極的かつ大規模に参加を呼びかけたことは、イベントの主旨を考慮すると配慮が欠けた対応であった。

また、原子力発電に関し、慎重派の意見に偏ることを恐れて、質問者に社員を確保し、事前に質問内容を割り当て、複数の意見を当社社員が表明したことは、当該討論会の主旨に反するとともに、同討論会に影響を与える認識が欠落しており、反省すべき行為。

〔第三者委員会〕

九州電力は、佐賀県討論会において、九州電力社員、協力会社、地元関係団体等に対する参加呼びかけを行った。一般参加者の応募者約1000名のうち、約655名が、「九州電力関係者」からの応募者であったことになる。当日の入場者717名中、何名が「九州電力関係者」からの入場者であるかは不明。

九州電力による参加呼びかけを受けた者のすべてが、参加呼びかけに応じる形で佐賀県討論会の一般参加者に応募し、当日も出席したとまでは言えず、自らの意思で参加した者も相当程度存在するものと考えられるが、九電討論会及びブルサーマルシンポジウムに比べて、九州電力関係者の応募者数が格段に多く、応募者数全体に占める割合も多かったと言える。

九州電力が、佐賀県討論会において行った仕込み質問は、不適切なものであったという評価を免れない。九州電力が行った仕込み質問の結果として、賛成の立場からの質問者は、8名中7名が仕込み質問者であり、自発的な意思で賛成の立場から質問しようとした者の存在の有無自体が不明確となり、その議論すらも封殺されてしまった可能性がある。このような仕込み質問が存在したことを知らされていない多くの一般参加者にとって、佐賀県討論会が公正で充実した内容のものであったと評価することは、到底不可能である。

佐賀県討論会は、主催者である佐賀県が主体的に運営して実施したものであり、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院がオブザーバーとして参加したこと、原子力安全・保安院が、パネリスト等の候補者を佐賀県に提示したことを除き、特筆すべき関与は見受けられなかった。

4. 川内原子力3号機の設置に係る「第一次公開ヒアリング」(平成22年5月18日 経済産業省主催)

(1) 「第一次公開ヒアリング」の概要

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成22年5月18日(火) 9:30 ~ 18:23 |
| 2. 場 所 | 川内文化ホール(鹿児島県薩摩川内市) |
| 3. 目 的 | 「原子力発電所の立地に係る公開ヒアリングの実施に関する規程(経済産業省)」に基づき、3号機増設に係る諸問題について、広く地元住民から意見を聴くとともに、設置者(当社)に説明を行わせることにより、地元住民の理解を深めるために開催するもの |
| 4. 主 催 | 経済産業省(当社は説明者として出席) |
| 5. 内容等 | ・ 国への事前申込みで選定される意見陳述人(計20名)からの意見・質問に、当社が回答。
・ 傍聴者(事前抽選)は、意見・質問を行うことはできない。 |

(2) 事実関係

- 0 7月29日の経済産業省報告の事実関係に追加記載した内容(太字)は、以下のとおり。

- | |
|---|
| (調査項目1) 影響力を行使しうる者(社員、関連企業等)に対し、情報提供あるいは要請を行った事実
(仮にあるとすれば、その内容及び方法) |
| ・ 当社社員(325名)、協力会社(20社)、関係団体(2団体)に対し、公開ヒアリングの周知及び傍聴の呼びかけを実施(内容及び方法は、以下の調査結果のとおり) |
| ・ なお、国が当社に対して、呼びかけ等を行う指示、要請その他の働きかけを行なった事実は認められない。 |
| (調査項目2) 上記に該当する場合、第三者の立場を装って特定の意見を表明するように要請した事実 |
| ・ 上記の傍聴者は意見・質問を行うことができないため、対象外。 |
| ・ なお、日頃訪問活動を行っている方々(影響力を行使しえない対象)に対し、意見陳述人としての参加を呼びかけているが、意見陳述人に対し、具体的な発言内容を示すなどの特定の意見表明の要請は行っていない。 |

(立地本部 電源立地部)

(注) 役職は平成22年5月時点

第一次公開ヒアリングは、地元薩摩川内市では初、当社管内では28年ぶりに開催されることから、社員、協力会社及び地元関係者の関心が高く、「地域の声を聴く貴重な機会」との考えから、同公開ヒアリングへの周知及び傍聴の呼びかけを検討。

立地本部電源立地部の課長級社員は、資源エネルギー庁との打合せにおいて、担当官に傍聴人等の参加呼びかけを予定していることを説明。(平成21年12月)

なお、同部課長級社員が、雑談の中で、資源エネルギー庁の方から、「今回の会場の収容人員が大きいと、なるべく空席がないほうがいい」旨の発言があったことを記憶。なお、この発言による当社による具体的行動はない。

を踏まえ、同部課長級社員は、電源立地部長の了承を得て、川内原子力総合事務所副所長及び同所部長に対し、口頭にて以下を依頼。(平成22年2月以降)

- ・ 社内関係事業所員及び協力会社等に対し、公開ヒアリング傍聴の呼びかけを行うこと
- ・ 日頃訪問活動をしている団体や個人に呼びかけ、25名程度が意見陳述人として応募するようにすること

同部課長級社員は、資源エネルギー庁との打合せにおいて、担当官に当社が21名の陳述人候補者を確保していることを説明。(平成22年3月)

社長以下の経営層は、及び当社社員・協力会社等の参加状況について、報告を受けていた。

〔川内原子力総合事務所〕

川内原子力総合事務所部長は、口頭で、以下のとおり傍聴の呼びかけを依頼。

- ・ 同所立地部の課長級社員に対し、当社OB及び川内発電所を通じ、同所員及び協力会社へ呼びかけること
- ・ 原子力発電所次長に対し、同所員及び協力会社へ呼びかけること
- ・ 鹿児島支店部長及び川内営業所長に対し、取引会社へ呼びかけること

同所部長は、所内会議等において全所員に対し口頭で周知。

同所立地部の課長級社員は、当社OB会の地元役員に、口頭・チラシにより傍聴を呼びかけた。また、川内発電所の課長級社員に対し、同所員及び協力会社へ傍聴を呼びかけるよう依頼。

また、同所部長は、同所立地部の課長級社員に日頃の原子力理解活動を通じて親交を深めていた地元住民の中で、自らの意見を堂々と述べるができる人、原子力に対して見識のある人、地域に影響力・発言力があるオピニオンリーダー的な人など(以下「日頃訪問活動を行っている団体や個人」)に対し、傍聴者及び意見陳述人としての参加を呼びかけるように依頼。

同所立地部の課長級社員は、同所立地部の副長級社員とともに、日頃訪問活動を行っている団体や個人に対し、口頭・チラシにより傍聴者としての参加及び意見陳述への応募の呼びかけを実施(平成22年2月頃)。そのうち、21名が自らの意思で意見陳述人に応募した結果、経済産業省は15名を意見陳述人として選定(平成22年5月)。

同所立地部の課長級社員及び副長級社員は、意見陳述人に対し、人ごとに濃淡はあるが、陳述人の応募に必要な陳述要旨や当日必要な陳述原稿の作成について、協力や相談に応じたものの、陳述人はそれらを自らの体験や見解を踏まえて作成した。

なお、同事務所長は、これらの状況の報告を受けていた。

〔川内原子力発電所〕

川内原子力発電所次長は、同発電所の課長級社員に対し、同所員及び協力会社への傍聴の呼びかけを依頼。

同発電所の課長級社員は、同所員及び協力会社(計12社)の社員に、口頭・チラシにより傍聴の呼びかけを実施。

なお、同発電所長は、これらの状況の報告を受けていた。

〔川内(火力)発電所〕

川内発電所の課長級社員は、同所員及び協力会社(計10社)の社員に、口頭・チラシにより、傍聴の呼びかけを実施。

なお、同発電所長は、これらの状況の報告を受けていた。

〔鹿児島支店〕

鹿児島支店部長及び川内営業所長は、取引会社(親睦団体)に対し、口頭・チラシにより傍聴の呼びかけを実施。

なお、同支店長は、これらの状況の報告を受けていた。

〔参加者総数〕

当日のヒアリングでは、一般市民を含む総数903名(一般傍聴人772名、特別傍聴人131名)が参加したが、当社の呼びかけにより、当社社員、協力会社等から339名が傍聴者として参加。(ただし、傍聴者からの意見表明の機会はない)

〔表1〕 参加状況(平成22年5月18日)

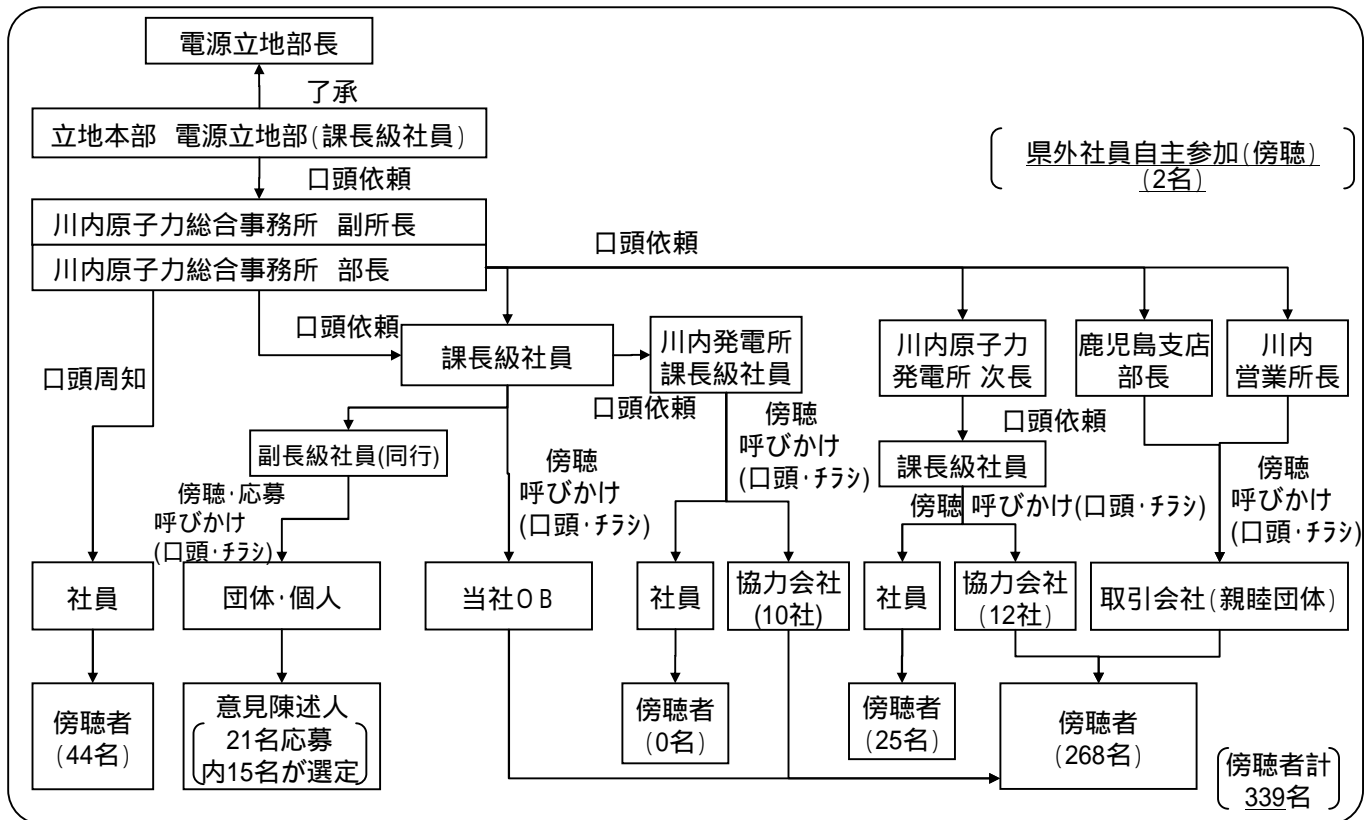
(単位:人)

	社外			社内					合計	一般市民を含む参加者総数
	協力会社 (20社)	関係団体 等(2団体)	計	川内(原) 総合事務所	川内(原) 発電所	川内 発電所	県外	計		
周知・傍聴 呼びかけ	(不明)	(不明)		51	269	5		325		
参加者	71	197	268	44	25	0	2	71	339	903

(注1) 参加者数は、出席予定者数を記載。

(注2) 太字(下線)は、7月29日報告書からの変更箇所。

〔図1〕 公開ヒアリングの周知・参加呼びかけに至る主な流れ



(注1) 数字は、P25～26の「(2)事実関係」に付された番号に対応

(注2) 太字(下線)は、7月29日報告書からの変更箇所。

〔表2〕 社外(協力会社等)及び社内への周知・案内

	社 外	社 内
(1)要請日	0 平成22年4～5月頃(推定)	0 平成22年4～5月頃(推定)
(2)要請者	0 川内原子力総合事務所の課長級社員 0 川内原子力発電所の課長級社員 0 川内発電所の課長級社員 0 鹿兒島支店部長、川内営業所長	0 川内原子力総合事務所部長 0 川内原子力発電所の課長級社員 0 川内発電所の課長級社員
(3)要請先	0 協力会社(20社) (注) 2社は両発電所共通 ・ 川内原子力発電所関係 12社 ・ 川内発電所関係 10社 0 関係団体等(2団体) ・ 取引会社(親睦団体) 1団体 ・ 当社O/B会 1団体	0 下記事業所の全所員 ・ 川内原子力総合事務所 (51名) ・ 川内原子力発電所 (269名) 0 川内発電所の管理職 (5名)
(4)要請内容	0 口頭・チラシ配付にて要請 ・ 3号機増設に係る諸問題への理解を深めていただくため参加を呼びかけ	0 口頭にて要請 ・ 理解活動に役立つため業務に支障のない範囲での参加を呼びかけ
(5)協力会社等の社内での要請状況	0 口頭・チラシで要請	
(6)参加状況	0 要請に基づく参加者数: 268名	0 要請に基づく参加者数: 69名 0 県外から自主的な参加者数: 2名

(注1) 当時の詳細資料等がないため、関係者への聴取り等により推定。

(注2) 太字(下線)は、7月29日報告書からの変更箇所。

(3) 事象の問題点・原因(評価)

同公開ヒアリングにおける意見陳述人としての参加の呼びかけについては、日頃、当社が訪問活動を行っている方々で、当社の影響力を行使しえない方(取引会社等ではない)に対し、参加の呼びかけを行ったもの。また、意見陳述人は、当社に対し、原子力発電所に関する公開情報の提供や質問内容の相談を行っていたが、陳述要旨のほぼすべてを自分で作成するなど、一定の公平性は確保できていたと考えている。

しかしながら、当社が一般市民に同ヒアリングの周知を行うことは問題がないが、当社社員及び協力会社等に対し、傍聴など参加を呼びかけたことは、国のイベントの主旨を考慮すると配慮が欠けた対応であった。

(第三者委員会)

当委員会においては、同公開ヒアリングにおける九州電力側の行為が特に悪質なコンプライアンス違反行為だとの意見はでなかったことを補足しておきたい。

第一次公開ヒアリングの当日の一般傍聴人の入場者数は772名であり、九州電力が参加呼びかけをした一般傍聴人の応募者数は518名。このうち、一般傍聴人に採用されて返信用はがきを受領した人数、当日会場に入場した人数の集計を行った資料は見当たらない。

また、この518名全員が九州電力の参加呼びかけに応じる形で一般傍聴人に応募したとまでは言えず、自らの意思で応募した者も相当程度含まれているものと考えられる。

九州電力がこのような応募呼びかけを行った結果、21名が意見陳述人に応募。しかしながら、この21名の応募者全員が、九州電力の応募呼びかけに応じて意見陳述人に応募したとは評価できない。

九州電力による応募呼びかけをきっかけに第一次公開ヒアリングにおける意見陳述人の募集を知り、自らの意思で意見陳述人に応募した者も相当程度含まれている。

また、21名の応募者の中には、地元関連団体等の役員を務めている人、市町村議会議員経験者、職歴や経験から原子力について詳しい知識と見識を持つ人、原子力発電所の存在が地元を活性化させると考えている地元住民などがあり、仮に、九州電力からの応募呼びかけがなくても、自発的に意見陳述人に応募していた者もいたと認められる。

また、21名の応募者は、九州電力による応募呼びかけを受けたものの、最終的には、いずれも自らの意思において意見陳述人に応募した者である。

九州電力は、第一次公開ヒアリングの準備をするに当たり、主催者である経済産業省資源エネルギー庁の担当者と打合せを繰り返し、九州電力における上記のような準備の状況について報告をしたり、確認を求めたりしていた。

意見陳述人の選定は、資源エネルギー庁において行われていること、その選定行為に九州電力が恣意的に参与する余地はなく、九州電力は、21名の応募者が九州電力による応募呼びかけを行っていた者であること等の必要な情報はすべて資源エネルギー庁に提供していたことに加え、経済産業省が設置した大泉委員会において、この第一次公開ヒアリングについても調査の対象となっているところであり、この点の評価については、大泉委員会において適切になされるものと考えている。

(参考)「原子力発電に係るシンポジウム等について」の国の第三者調査委員会「最終報告書」

(H23.9.30、経済産業省)

川内原子力発電所に係る第一次公開ヒアリング

(国の関与についての評価:資源エネルギー庁)

- ・ 本件呼びかけ等は九州電力が主体となって行ったものである。
- ・ 意見陳述人及び一般傍聴人の選定(指定)はいずれも公正に行われた上、エネ庁立対室職員が伝えられた内容は、公開ヒアリングの運営の公正性・透明性を損なうものとして指導等を行わなければならないものといえず、不適切な行為があったということとはできない。

今回の一連事象の根本原因

- 0 今回の一連事象の根本原因について、第三者委員会の最終報告書の「九州電力をめぐる問題の本質と信頼失墜の原因」を踏まえ、当社による検証(議論)を実施。
- 0 その結果、第三者委員会による「問題の本質等」は、概ね、指摘のとおりと考えており、以下のとおり、その内容を再整理。

(環境変化への対応の不十分さ)

1. 原子力発電に係る急激な環境変化への対応の不十分さ (コンプライアンス・センスの低さ)
 - ・ 福島第一原子力発電所事故を受け、原子力発電設備を有する当社は、より高い倫理観、透明性の高い事業運営を行なうことが求められていたものの、原子力発電本部等の今回の関係者が、安全対策の実施を踏まえ、東日本大震災による生産拠点の西日本へのシフト化や供給力不足解消等を考慮するあまり、このような環境変化への対応(透明性の高い事業運営)ができなかった、コンプライアンス・センス(感度)の低さが要因。
 - ・ また、過去の事象(佐賀県主催 プルサーマル討論会)においても、原子力発電に関し、慎重派の意見に偏ることを恐れて、あらかじめ用意した複数の意見を当社社員が表明したことは、社会が当社に求めるプルサーマル計画推進に係る「透明性の高い事業運営」への対応ができなかった、コンプライアンス・センス(感度)の低さが要因。

(マネジメント上の問題)

2. 経営層への情報伝達不足など、全社のマネジメント機能の一部不足
 - ・ 経営層に対し、今回事象のような原子力部門の情報が適切に報告されていないことで、統制・ガバナンスが働かなかったことが一つの重要な要因。また、経営層の指示が部下にどのように伝ったのか、具体的な行動のフォローを行っていないなど、マネジメント機能が働いていないことが要因。
 - ・ また、今回の県民説明番組への投稿要請については、当日(6月26日)以降、インターネット上の当該事象関連ブログの把握及び、総会QA作成、報道機関からの問合せ、新聞への掲載等、原子力発電本部以外の部署でも情報を入手していたにもかかわらず、その情報が経営層に伝わっておらず、全社のマネジメント機能が働いていない。
3. 今回事象に関する危機管理機能の一部不足
 - ・ 前述のとおり、同事象については、当日(6月26日)以降、インターネット上の当該事象関連ブログの把握及び、総会QA作成、報道機関からの問合せ、新聞への掲載、県議会での質疑など、社内の多くの関係者が7月6日の国会質問で発覚する前に情報を入手していた。
 - ・ しかしながら、その関係者が事実関係の十分な確認を行わず、この問題の重大性に対する認識不足から、看過している。
 - ・ 当社は、台風や地震等による設備事故や人身事故等の事態については、長年の経験・ノウハウの蓄積により、危機管理機能が発揮されるものの、今回のような企業不祥事については、発生した後の対応体制や情報収集体制などの危機管理機能が有効に働かなかったため、早急な整備が課題。
4. 今回事象に関するコンプライアンス体制などの一部不足
 - ・ 今回の意見投稿要請等について、原子力部門や佐賀支店等の多くの社員が関係していたが、これらの動きを未然にチェックするコンプライアンス体制などが有効に機能しなかった。(コンプライアンス行動指針、コンプライアンス教育、コンプライアンス相談窓口、コンプライアンス意識調査等)

(原子力部門が抱える課題)

5. 原子力関係部門の特異性
 - (1) 関係行政機関との関係性
 - ・ 電力供給設備、なかでも原子力発電設備に関しては、規制当局及び関係自治体等による許認可、承認など、関係性が深く、日常業務等における接触頻度も高く、担当部署は、これらの行政機関等からの話を忖度し、過度に反応する傾向が強い。
 - ・ 今回、第三者委員会から「関係行政機関との不透明な関係」と指摘されたように、このような疑念が生じないよう、行政との関係において、より高い「透明性」を確保する仕組み等の検討が重要。
 - (2) 原子力部門における業務運営
 - ・ 原子力部門の専門性の高さや、人材等の固定化等は、第三者委員会から指摘されたが、企業風土分析からみると、原子力部門が閉鎖的で、独善的であるとは必ずしも評価できない。原子力部門の極めて高い使命感、安全に関する厳しい監視に伴う完璧性の追求などが、結果的に社内外から閉鎖的な組織と見られる傾向があると考えられる。今後、原子力部門の業務運営における「透明性」を高めることが課題。

〔人的資源活用の不十分さ〕

6. 今回事象に関する人的資源の活用の不十分さ

- ・ 組織風土分析結果から、当社社員のモラル、モチベーション等は他企業と較べ、良好で、良質の人材が多いとの評価であったが、今回事象を考慮すると、これらの人材が、事業運営等の「透明性」を高め、社会からの信頼性を得る方向に十分に活用されていない面があったと言わざるを得ない。

〔経営トップ層の責任〕

7. 経営トップ層の責任

- ・ 上記の根本原因(諸課題)に関して、経営トップを筆頭に経営層に責任があるとの第三者委員会の指摘を経営陣は真摯に受け止めることが必要である。

(凡例) [] は、当社による再整理項目

(参考1) 第三者委員会 最終報告書 「第4 九州電力をめぐる問題の本質と信頼失墜の原因」(抜粋)

1. 問題の本質 [環境変化への対応の不十分さ]
 - ・ 九州電力は、今回の一連の問題により、地域社会及び電気利用者からの信頼を失墜し、厳しい批判にさらされているが、それらの問題の本質は、「不透明性」と「環境変化への不適合」にある。
 - ・ 今回の一連の問題は、このような原発事業をめぐる環境の激変に適応し、事業活動の透明性を格段に高めなければならなかった九州電力が、その変化に適応することができず、企業としての行動や対応が多く面で不透明であったところに問題の本質がある。
2. 九州電力の行動の不透明性 [原子力部門が抱える課題]
 - ・ 第一に、原発をめぐる、社会的な判断を必要とする重要事項について九州電力がとった行動自体の不透明性である。
 - ・ 第二に、上記のような不透明な行動に関して問題が指摘された後に九州電力がとった行動が、事実を透明化し、真相を明らかにする方向ではなく、逆に、事実を隠蔽したり歪曲したりする方向だったことである。
3. 信頼失墜の原因 [マネジメント上の問題、経営トップ層の責任]
 - (1) 経営トップの環境変化の把握及び問題認識能力の欠如 [企業活動の透明性を確保していく義務に反して、自ら「不透明な企業行動」を先導したと言ふべきであり、それが、九州電力が、電気利用者等の消費者等ステークホルダーへの説明責任に著しく反し、信頼を失墜した最大の原因。]
 - ・ 九州電力の経営トップの行動は、福島原発事故の環境の急変に対応して、企業活動の透明性を確保していく義務に反して、自ら「不透明な企業行動」を先導したと言ふべきであり、それが、九州電力が、電気利用者等の消費者等ステークホルダーへの説明責任に著しく反し、信頼を失墜した最大の原因。
 - (2) 関係行政機関との不透明な関係 [原子力部門が抱える課題]
 - ・ 九州電力の原子力部門が、県との不透明な関係を前提に、原発に関する理解推進活動を進めてきたこと自体が、今回の信頼失墜の大きな原因。
 - ・ 過去の関係行政機関との不透明な関係について、事実を開示し、反省すべき点を反省した上、今後、このような関係が生じないよう、行政との関係の透明性を確保することが必要である。
 - (3) 会社執行部に対する牽制機能の一部不足 [経営トップ層の責任]
 - ・ 取締役会、監査役会の牽制機能が、今回の事象に関しては不十分であったことも、事態の深刻化の原因の一つと思料される。
 - ・ 本件についての審議は行われていたものの、原子力発電本部による証拠廃棄問題、第三者委員会中間報告への「当社の見解」公表等については、臨時取締役会の開催の動き等もなかった。また、監査役会では、上記の問題が議論され、経営トップの動きに対して意見を述べているものの、経営層が受け入れるほどの積極的な発言とまではならなかった。
 - (4) 会社の人的資源の不活用 [人的資源活用の不十分さ]
 - ・ 「組織風土企業ドック」を九州電力全役職員に対して実施した結果、九州電力の役職員全体としては組織風土に関する問題性は低いこと、モラル、モチベーション等が高いことが明らかとなった。(P31参照)
 - ・ 本件調査を担当した弁護士チームも、当委員会も、ヒアリング等で接した九州電力の社員等から、同社の中堅以下の社員の人材の質は高いという印象を受けており、上記組織風土調査の結果に違和感はない。
 - ・ 社内の多くの良質の人材が、公益事業者としての九州電力の信頼性を高める方向に十分に活用されていないことは、地域社会にとっても損失。有能で意欲ある人材を適切に評価し、活用できるよう社内の人事、教育システムの抜本的改善が必要。
 - (5) 原子力部門の閉鎖性、独善性 [原子力部門が抱える課題]
 - ・ 原子力部門には専門性が高く、人材が固定化されざるを得ないこと、原子力・安全保安院等の規制当局から厳しく事細かな指示、要請を受け、それに対応せざるを得ないこと、マスコミの目が厳しく、細かなミスも公表を求められること、一方で、テロ対策等の関係で、原子炉施設に関して厳重な情報管理が求められることなど、同部門には他の部門とは異なった特殊な環境が存在。
 - ・ 原子力部門が、まず、社内に関われた部門になることができるよう、意識を抜本的に改めるとともに、閉鎖性、独善性が新たな問題を生じさせることがないように、組織体制の面でも何らかの対策を講ずることが必要。
 - (6) コンプライアンス体制、同関連規定の問題及び危機管理体制の欠如 [マネジメント上の問題]
 - ・ 会社執行部のコンプライアンス関連業務は、地域共生本部の法務担当、人材活性化本部、経営管理本部という3つの部門が担当しており、コンプライアンスについての統一した捉え方、方針に基づいて取組みが行える体制になっていない。
 - ・ 本件賛成投稿要請問題について、社外からの指摘を受けた際も、その対応が、原子力管理部、広報部、佐賀支店等でバラバラに行われ、会社幹部に報告されなかったこと、その後、7月6日に国会質問で本件問題が表面化した際の記者会見について判断を誤ったこと、その後の事実調査体制の構築が遅れたことなど、危機管理体制が極めて不十分だったことが、事態の深刻化を招いた。
 - ・ コンプライアンスに関連する組織の一元化や、業務そのものに関する不祥事が表面化した場合に、事態の把握、事実関係の調査等の中心となる危機管理対応のための組織の整備が必要。

1. 「組織風土企業ドック」の目的

- ・ 組織の運営は、狭義には、規則、会議、稟議によって運営されるが、実際には、組織風土、組織文化の影響も大きい。今回用いた「組織風土企業ドック」は、これまでいくつもの一部上場企業において実施されているもので、不祥事などの温床となりうる組織風土が正確に評価できることが実証済みである。
- ・ 第三者委員会では、今回の「メール送信依頼」事案について、直接的原因を弁護士チームによって特定する一方、間接的原因たる組織風土を、社会調査的手法によって査定することとしたものである。

2. 調査対象者と回収率

- ・ 調査期間:平成23年8月5日～12日
- ・ 有効回答者数:9,779名(回収率:82.3%)、調査対象者:全社員11,877名(常勤役員含み)
- ・ 回答方法:外部(調査会社)のホームページへのアクセスによる匿名回答方式

3. 分析の指針

- ・ 組織風土について比較可能な形式の社会調査をすでに実施したのは、10法人である。
- ・ 今回の調査では九州電力(株)を、それら10法人のなかで相対的に評価することと、「メール送信依頼」事案にかかわった、原子力発電本部、佐賀支社関係、原子力部門(本章では、「事案当該部署」と総称して呼ぶことがある)をさらに詳しく相対評価する。
- ・ これらの分析においては、生スコアによる分析と、全業種のなかでの相対的良さを表すために、Tスコア(平均を50、標準偏差を10にする分析)による分析を併用する。後者においては、望ましい方向が50より大きなスコアになるように、方向を調整することとする。

【考察結果】

- ・ 九州電力(株)は、組織的違反、属人的組織風土、トップダウン的風土、職場での被害などの好ましくない傾向が低く、現場主義重視の風土、命令系統明確性の風土など、好ましい傾向が顕著に高かった。
- ・ このことは、九州電力(株)において、組織的違反などのポテンシャルが、会社組織一般と比べるときわめて低いことを強く示唆する。
- ・ また、一般的に、回収率の高さも、コンプライアンス状態の間接指標のひとつであるが、この回収率が短い回答期間にもかかわらず大変高かったことも、上記の解釈を裏付ける。
- ・ 結論として、九州電力(株)の組織風土関連の諸変数は、きわめて良好な組織風土を示している。
- ・ そのなかでも、今回の事案にかかわりのある部署(原子力発電本部、佐賀支社関係)は、社内でも相対的に良好さの高い部署であった。
- ・ 通常の業務であれば、良好に業務が遂行されるような部署で、当該事案が発生していることは、急激あるいは短期的な社会的価値観の転換への対応が間にあわなかったことを反映している。

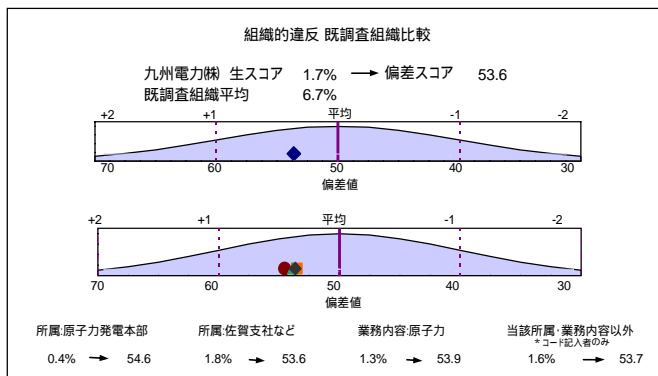
属性	人数
所属_原子力発電本部	133
所属_佐賀支社など	550
業務内容_原子力	744
当該所属_業務内容以外	7109

- ・ 「所属_原子力発電本部」は、所属大分類質問で「本店」と回答し、所属小分類質問で「原子力発電本部」と回答した人のデータ。
- ・ 「所属_佐賀支社など」は、所属大分類質問で「佐賀支社」「佐賀お客さまセンター」「佐賀電力センター」のいずれかを回答した人。
- ・ 「業務内容_原子力」は、現在の業務内容質問で、「原子力」を回答した人。
- ・ 「当該所属_業務内容以外」は、上記以外を回答した人のデータ。

【分析結果(抜粋)】

組織的違反の分析

九州電力㈱全体のスコアは1.73%であり、他社平均より格段に低く、望ましい(Tスコア53.6)ことが窺える。当該所属・業務内容においても、大きな差はないといえる。

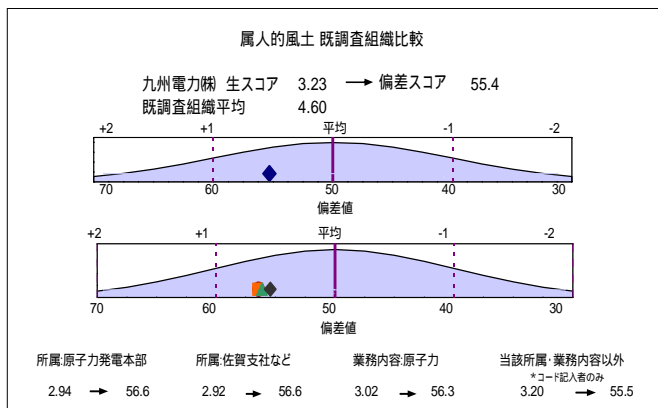


属人的組織風土の分析

属人的組織風土とは、意思決定や判断が、ことがら本位でなく、「人」本位である傾向である。これまで、多くの不祥事調査や、組織風土企業ドックにより、この変数が、不祥事のポテンシャルの最大の原因変数であることがわかっている。複数項目の回答内容への積和のスコアで、レンジが0から10になっている。10が、属人性がもっとも高く望ましくない傾向に対応している。

九州電力㈱全体としてのスコアは3.23である。他社との比較において、Tスコアは55.4であり、他社より属人的ではなく、違反が容認されにくい風土であることが窺える。

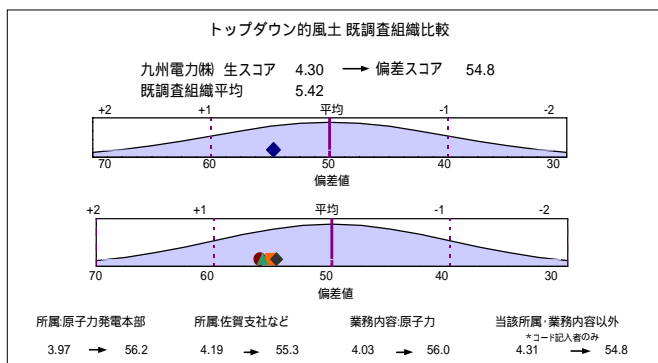
また、事案当該部署は、社内でも特に低いことがわかる。



トップダウン的組織風土の分析

トップダウン的組織風土は、資源配分の権限がトップに集約され、過程よりも結果が重視される風土のことである。複数項目への回答の積和のスコアで、レンジが0から10で、10がもっとも望ましくない。

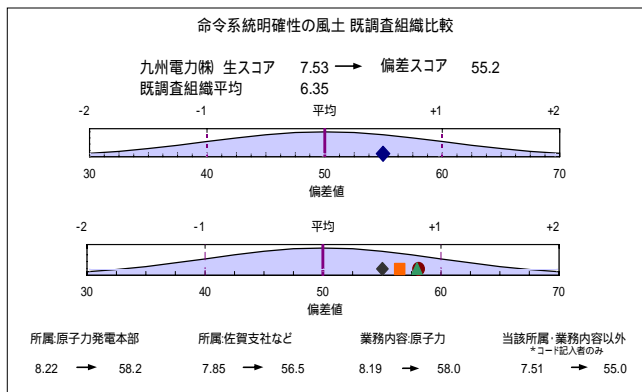
九州電力㈱全体のスコアは4.30であり、他社との比較においても、Tスコアは54.8であり、望ましいといえる。事案当該部署は、社内でもさらに相対的によい数値が出ている。



命令系統明確性の風土

命令系統明確性の風土とは、報告と命令の系統が明確でかつ遵守されている傾向を表す。原子力のような潜在的危険も伴う業務では、とくに重要な要素である。複数項目への回答の積和スコアが用いられ、レンジが0から10(大きいほどよい)である。

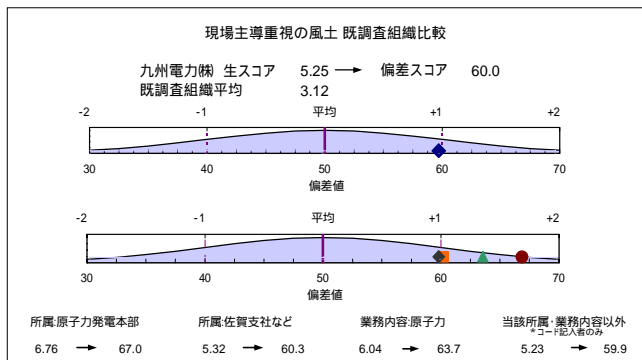
九州電力㈱全体のスコアは、7.53であり、命令・報告経路が定められ、職務マニュアルや規程が整備されている度合いが高いことが窺える。他社との比較においては、Tスコアは55.2であり、望ましい傾向となっている。また、事案当該部署は社内でも命令系統明確性がとくに高いことがわかる。



現場主義重視の風土

現場主義重視の風土とは、現場からの声や発案が、上層部に届きかつ反映されていると感じられる傾向のことである。複数項目への回答の積和スコアが用いられ、レンジが0から10(大きいほどよい)である。

九州電力㈱全体のスコアは5.25であり、Tスコアが60で、よい状態であることが示されている。社内でも、事案当該部署のスコアが相対的によいことも伺われる。



再発防止策

- 当社の事業活動に関わる全てのステークホルダーとの信頼関係を再構築するため、早急に、以下の再発防止策等に取り組み、コンプライアンスの本質（ ）や重要性に関する意識の徹底を図り、経営層をはじめ、全社員一丸となって、信頼回復に努める。

〔（ ）単に、法令遵守というだけでなく、「社会に損失を与えない」「他人に迷惑をかけない」という本質〕

1. 7月14日に報告した再発防止策の実施状況

- (1) 全社員に対する「社長メッセージ」の発信（平成23年7月27日実施済）
 - ・ 「社長メッセージ（社達）」を発信し、今回事象の内容及び信頼回復に向けた再発防止策の徹底を周知
- (2) 「経営トップ層と社員との対話」や、各職場における対話・面談等の充実
経営トップ層と社員との対話（平成23年8月～10月実施中）
 - 経営トップ層（社長以下各役員）が各事業所（本店を含む105事業所）を訪問し、社員と対話（意見交換を含めて2時間程度）
〔主な対話内容〕
 - ・ 今回の事象（意見投稿要請等）や当社の経営課題、エネルギー政策見直しの動向、安全第一の徹底等について、経営トップ層による講話と社員との意見交換を実施
 - 〔対話活動への評価〕（実施後アンケート：28事業所分）
 - ・ コンプライアンスやその他各種課題については、約90%の社員が理解できた（ ）と回答（「非常にそう思う」「そう思う」の合計）
 - 個人面談等による職場コミュニケーションの推進（平成24年2～4月実施予定）
 - 今回の事案に関する原因・再発防止策を面談のポイントとして明示するとともに、上司と部下が直接話し合うコミュニケーションの機会を通して、何でも言い合える風通しの良い職場風土作りに繋げる。
- (3) 経営層を含めた経営幹部に対するコンプライアンス研修（講演会等）の実施（平成23年8月9日実施済）
 - 経営層を含めた経営幹部を対象とした講演会を実施
 - 講演内容はイントラネットを通じて当社及びグループ会社従業員へ周知済
 - 〔受講者〕・役員等（取締役、監査役、上席執行役員、執行役員、理事）50名
 - ・ 幹部社員（本店：部長、室長、所長、グループ長、本店以外：センター長、発電所長、副支社長）約150名
 - 〔講師〕・児島幸良弁護士（森・濱田松本法律事務所）
コンプライアンス、企業不祥事対応の専門家
 - 〔講演内容〕・今回の問題の本質、再発防止に向けた取組み、リスク・ステークホルダーへの対応 等
- (4) 全社員、協力会社に対するコンプライアンス教育・研修（今回事案等の水平展開）
コンプライアンス行動指針の改定（平成23年11月実施予定）
 - コンプライアンス行動指針に今回の事案における問題点や、役員・従業員がとるべき具体的な行動基準を追記し、全社に周知（文書、印刷物、社内イントラ等）
 - 併せて本行動指針の趣旨徹底を図る旨の「社長メッセージ」を発信予定

教育・研修

[社員対象]（平成23年8月～平成24年2月実施中）

- 今回の事案における原因等を十分に踏まえ、階層別研修、eラーニング研修及び職場単位での学習会などについて、効果的な教育方法や内容を検討のうえ実施

[内容・方法（例示）]

- ・ 具体的事例をもとにした教育及びグループ討議等により、社会的常識や企業倫理に基づく業務遂行を実践するための判断基準を習得
- ・ 職場の業務運営において、社会感覚とのズレや環境変化へ対応できていないことなどによる不適切な事案がないかの自己評価、職場評価を実施

階層別研修	新任管理職研修	平成23年8月実施済
	入社3年目研修	平成23年8～9月実施済
	新任グループ（課）長研修	平成23年8～10月実施中
	新入社員後期教育	平成23年10月 ～平成24年1月実施中
	マネジメント研修	平成23年10月 ～平成24年1月実施予定
eラーニング研修		平成23年11月
職場内学習（ ）		～平成24年2月実施予定

（ ）eラーニングでの個人学習を踏まえた職場単位での学習会

[グループ会社（協力会社）対象]（平成23年8月～10月実施中）

- グループ経営協議会を開催し、今回事案の事実関係と再発防止策に関する実施状況を説明するとともに、当社経営幹部に対するコンプライアンス研修（8/9実施）と同様のコンプライアンス研修（講話）を実施（平成23年8月30日実施）
- 研修内容は、各社においてそれぞれの経営トップ層へ水平展開済
 - [受講者] グループ会社経営層（役員、部長クラス）：45名
 - [講師] 足立 格弁護士（児島幸良弁護士と同じチームを組む弁護士）
 - [研修内容] 今回事案の問題の本質、再発防止・信頼回復に向けた取組み、マスコミ・ステークホルダーへの対応 等
- グループ会社対象の定例の研修内容に今回の事案についての問題点や課題を織り込み、内容を共有する。
 - ・ コンプライアンス教育推進者研修（平成23年8月18日実施）
 - ・ CSR研修（平成23年10月21日実施予定）
- (5) 原子力部門等に対するコンプライアンス研修の実施（平成23年10月～平成24年1月実施予定）
 - 社外講師を活用し、社会的信頼に応えるための倫理観や責任感の理解を深める研修を実施
- (6) 原子力部門と他部門との人事交流の活発化（平成24年7月実施予定）
 - 原子力部門と他部門との人事交流の具体的な考え方（対象ポストや交流対象部署の具体化）等について方針を検討し、定期異動時期に合わせて実施

- (7) 原子力関係協力会社4社におけるコンプライアンス活動の強化(平成23年8月～9月実施済)
- 4社に対して、今回事案の原因分析(当社側の問題点を含む)や再発防止策等に関する説明を行い、今後のコンプライアンス推進活動に関する意見交換を実施
併せて、4社におけるコンプライアンス推進体制(委員会、内部通報制度、教育研修等)が整備されていることを確認
 - 意見交換内容を踏まえ、活動強化に向けたフォローアップ(教育・研修の支援等)を継続的に実施
- (8) 内部通報制度「コンプライアンス相談窓口」の更なる周知・活用(平成23年8月～10月実施中)
- 社内、グループ会社、取引先に相談窓口制度について周知
[周知内容] ・相談を受けてからの対応の流れ(受付、事実確認、報告、対策案の実施等)
・相談者保護、情報管理の内容(窓口相談における匿名性確保等)
[周知方法] ・社内、グループ会社、取引先…周知文書発信(平成23年8月26日実施)
・社内、グループ会社
…イントラネットを通じた再周知及び相談窓口の連絡先等を記載したコンプライアンス・カードを再作成・配布(平成23年10月実施)
- (9) IT時代に生じる大がかりな不祥事に対するリスク管理の強化(平成23年8月～9月実施済)
- 情報セキュリティ担当者(管理職)に対する説明会の開催
[受講者] 全社の全グループ長(課制職場は課長) 約960名
[実施内容] パソコンや電子メール・インターネットなど各種IT利用時に発生し得る特有の問題(情報漏えいや不正利用等)や社内規程・ルール等について、各職場の責任者である管理職に改めて説明を行い正しく認識させることにより、管理職の一層の意識向上・管理を徹底
- (10) 社長及びその他の取締役、並びに関係者の厳正な処分(平成23年10月実施予定)
- 取締役並びに関係執行役員の処分については、「資料1」のとおり
 - 役員以外の関係者の処分については、10月実施目途で検討中

(参考：再発防止策の推進体制)

(1) 信頼回復推進本部による再発防止策の推進

- 「信頼回復推進本部(平成23年7月27日設置)」を設置し、社内や「第三者委員会」で提案された再発防止策や、地域社会との信頼回復に関する施策を推進。

〔主な役割〕

社内及び「第三者委員会」で検討された再発防止策の確実な実施促進と実施状況のフォロー

ステークホルダーへの再発防止の取組み説明など信頼回復に向けた施策(活動)の検討・促進

コンプライアンス委員会への取組み状況報告及び同委員会による審議結果の取組みへの反映

〔体制〕

本部長：社長 / 副本部長：全副社長 / 委員：全本部長 / 事務局：地域共生本部

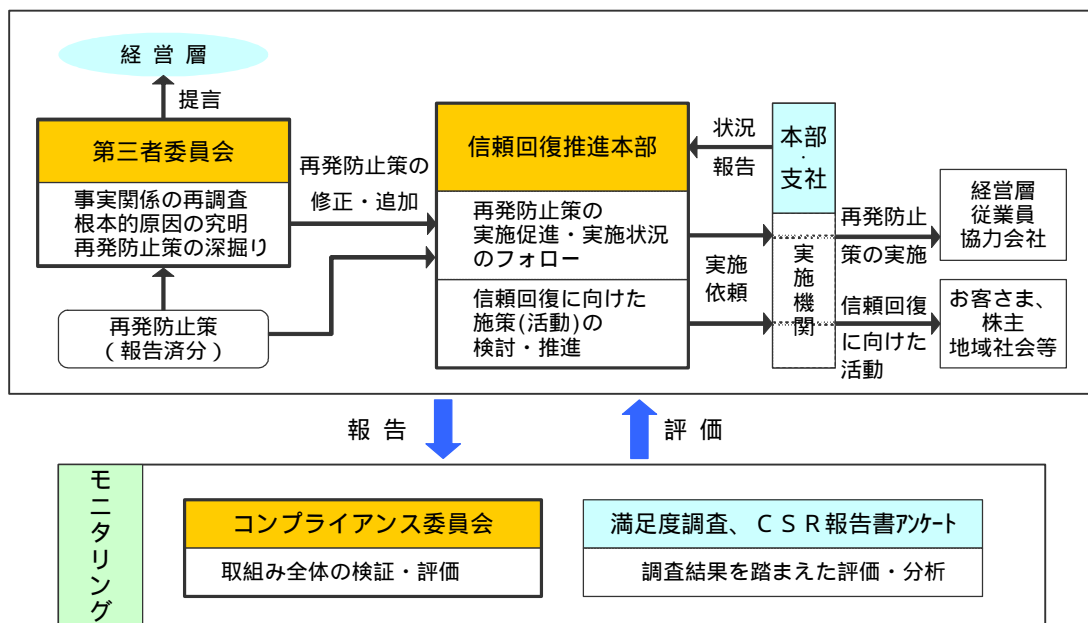
(2) コンプライアンス委員会による再発防止策の推進状況のモニタリング

- 今回記載した再発防止策の推進状況について、コンプライアンス委員会に定期的に報告し評価する。

〔委員構成〕

委員長：社長() / 委員：社外人等(元裁判官、弁護士、労働組合代表等)

平成23年11月開催予定のコンプライアンス委員会の委員長は、社外委員とする。



2. 第三者委員会の最終報告を受けての再発防止、信頼回復に向けた取組み

- 0 以下の取組みについて、平成23年10月末目途で具体的な方針を整理し、準備が整ったものから速やかに実施していく。

第三者委員会による提言・要望内容	取組み内容
<p>(1) 消費者との直接対話による「企業活動透明化宣言」の実施【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営トップを中心とする経営幹部が消費者等のステークホルダーとの直接対話を行う場を設け、今回の賛成投稿要請及び事後対応を真摯に反省した上で、透明な企業活動を徹底する方針を表明する。 	<p>「企業活動の透明性を確保し自治体との健全な関係を構築する」という方針を「九州電力グループ行動憲章」や「コンプライアンス行動指針」等に織り込み、社内に周知徹底する。</p> <p>また、当社ホームページやCSR報告書等の媒体を通じて当社の姿勢を広く発信するとともに、経営トップ層がステークホルダーとの各種懇談会の場へ参加し、当社の方針を説明する。</p>
<p>(2) 原発立地自治体の首長との不透明な関係の根絶【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原発立地自治体の首長との間で、原発の設置、再稼働等の重要事項について不透明な形での話し合いを行わないことや、会社幹部名義による政治資金の寄附、政治資金パーティー券のグループ企業、取引先への斡旋、親族が経営する企業への工事発注による利益供与等、会社と首長との関係に疑念を生じさせる行為を一切行わないことを宣言し、社内に周知徹底する。 	<p>[ステークホルダーとの対話の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ご参加いただく方々：消費者団体、オピニオンリーダー、経済団体等各種業界団体など 実施場所：支社、営業所 当社出席者：経営トップ層及び事業所長等 内容：今回の事象に関するお詫びや今後の企業活動透明化に向けた取組み等について経営トップ層が説明のうえ参加者と意見交換するほか、その他CSR報告書内容(当社の事業活動)等についてご意見・ご要望をお伺いする。 <p>その他、各ステークホルダーに対し、訪問による説明活動を並行して継続実施</p> <p>[自治体の首長等との不透明な関係をつくらない]</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社と首長等との関係において、以下のような疑念を生じさせる行為は行わないことを周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> 会社幹部による政治資金の寄附 政治資金パーティー券の購入及びグループ会社、取引先への斡旋 親族が経営する企業への不適正な工事発注
<p>(3) 消費者への説明の拡大と実質化【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者や住民の声を率直に聞き、その要請に応えていけるよう、対話や説明の場を拡大し実質化する。 	<p>お客さまとの積極的なコミュニケーションのため、各事業所単位で、幅広いお客さまの新たな対話活動の場を設置するとともに、お客さまのご意見やご要望を真摯に受け止め、全社で共有する仕組みを強化する。</p>

第三者委員会による提言・要望内容	取組み内容
<p>(4) 原子力部門の社内監視組織の設置【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材流動化の方向への人事の見直しに加え、原子力部門を監視する社内組織を設置する。 	<p>原子力の閉鎖性等を改善するため、以下のような仕組みを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営管理本部に原子力部門の業務運営状況を点検し助言するチーム(社外人の活用も検討)の設置 ・ 人材の流動化のため原子力部門と他部門との人事交流や、発電業務に関する本部のあり方検討 ・ 原子力に付随する関連業務に関する社内役割分担の再整理
<p>(5) 人事、教育制度の見直し【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の育成・評価が適切に行われているかどうかについて再検討する。 	<p>従業員の努力・成長や意欲を引き出すことを目的とした人事処遇制度見直し(H23年度)に加えて、経営幹部層のマネジメント能力強化に向け、他部門での業務経験やグループ会社等の要職経験を積ませる異動・配置の実施及び経営幹部層を対象とした研修について検討する。</p>
<p>(6) 組織風土悪化の予防【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織風土に関する測定を定期的に行う。 	<p>組織風土の更なる改善に向け、以下のような施策によりコミュニケーションの活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部門間、機関間のコミュニケーション強化に向けた対話の場の設置 ・ 上司部下のコミュニケーション活性化や管理職マネジメント能力向上に向けた研修の充実・強化 <p>組織風土の悪化を防止する視点から、現行の従業員満足度調査の内容の改善・充実を行うとともに、組織風土調査を定期的実施する。(従業員満足度調査と組織風土調査の隔年実施等)</p>
<p>(7) コンプライアンス部門の一元化・機能強化及び危機管理体制の構築【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスに関連する部門の一元化による機能強化や、危機に際してのコンプライアンス委員会の頻繁な開催、コンプライアンスの対象範囲の再定義など、不祥事発生時の危機管理体制を整備する。 	<p>コンプライアンス推進体制を以下のような施策により再構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス所管部門の一元化 ・ コンプライアンス委員会の位置付け、機能、開催頻度等の再整理 ・ 全支社へのコンプライアンス担当職位の設置 <p>会社にとっての「危機」を再整理し、社外専門家の活用などにより、クライシスマネジメントを含めた危機管理体制を再構築する。</p>
<p>(8) 社外取締役及び社外監査役による牽制機能の強化【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不祥事発生時における会社執行部への牽制機能向上のために、今回の第三者委員会の提言内容等を社外役員に理解いただき、議論を深めてもらう。 	<p>今回の一連の事象の経緯や第三者委員会による提言内容を踏まえ、社外役員と経営トップとの定期的な意見交換会を実施する等、強化策を検討する。</p>

以上

取締役並びに関係執行役員の処分について

現 役 職	氏 名	処分内容	前 役 職
代表取締役会長	松 尾 新 吾	100%減額(3ヶ月)	
代表取締役社長	眞 部 利 應	100%減額(3ヶ月)	
代表取締役副社長 (CSRに関する事項)	日名子 泰 通	50%減額(1ヶ月)	
代表取締役副社長	貫 正 義	30%減額(1ヶ月)	
代表取締役副社長	深 堀 慶 憲	30%減額(1ヶ月)	
代表取締役副社長 (原子力発電本部長 川内原子力総合事務所長)	山 元 春 義	30%減額(1ヶ月)	取締役常務執行役員 (川内原子力総合事務所長)
代表取締役副社長 (火力発電本部長)	瓜 生 道 明	20%減額(1ヶ月)	取締役常務執行役員 (火力発電本部長)
取締役常務執行役員 (地域共生本部長)	藤 永 憲 一	20%減額(1ヶ月)	
取締役常務執行役員 (立地本部長)	梶 原 正 博	20%減額(1ヶ月)	
取締役常務執行役員 (国際事業本部長)	津 上 賢 治	20%減額(1ヶ月)	
取締役常務執行役員 (電力輸送本部長)	梨 田 一 海	20%減額(1ヶ月)	取締役常務執行役員 (経営企画本部長)
取締役常務執行役員 (お客さま本部長)	鎮 西 正 直	20%減額(1ヶ月)	
取締役常務執行役員 (玄海原子力発電所長)	村 島 正 康	20%減額(1ヶ月)	上席執行役員 (玄海原子力発電所長)
上席執行役員 (原子力発電本部副本部長)	中 村 明	100%減額(1ヶ月)	執行役員 (原子力発電本部 原子力管理部長)
執行役員 (佐賀支社長)	大 坪 潔 晴	50%減額(1ヶ月)	執行役員 (佐賀支店長)

前役職は、平成23年6月28日第87回定時株主総会以前の役職

再発防止策の具体的な行動計画について

… 信頼回復推進本部にて整理・集約

実施内容		平成23年度									平成24年度			責任箇所 (主管本部)	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
1. 7/14に国へ 報告した 再発防止策	(1) 全社員に対する「社長メッセージ」の発信	▼ 7/27 (発信)													経営管理本部
	(2) 「経営トップ層と社員の対話」や、各職場における対話・面談等の充実		経営トップと社員の対話						各職場における個人面談					経営管理本部 人材活性化本部	
	(3) 経営層を含めた経営幹部に対するコンプライアンス研修(講演会等)の実施		8/9 (講演会)						第三者委員会からの提言内容を踏まえ検討・実施					地域共生本部	
	(4) 全社員、協力会社に対するコンプライアンス教育・研修 (今回事案等の水平展開)	社員		階層別研修					eラーニング研修・職場内学習		次回研修内容の検討				人材活性化本部
		協力会社	[・8/18:コンプライアンス教育推進者研修 ・8/30:グループ経営協議会・10/21:CSR研修]						▼コンプライアンス行動指針の改定		第三者委員会からの提言内容を踏まえ検討・都度実施				事業推進本部 人材活性化本部
	(5) 原子力部門等に対するコンプライアンス研修の実施							社外講師による研修						人材活性化本部	
	(6) 原子力部門と他部門との人事交流の活発化							(2-の中で検討) 平成24年度定期異動で実施予定						人材活性化本部	
	(7) 原子力関係協力会社4社におけるコンプライアンス活動の強化		協力会社4社との意見交換					フォローアップ(教育・研修等の支援等)						地域共生本部	
	(8) 内部通報制度「コンプライアンス相談窓口」の更なる周知・活用			窓口の再周知等				適宜対応						地域共生本部	
	(9) IT時代に生じる大がかりな不祥事に対するリスク管理の強化		全社のグループ(課)長を対象とした説明会					管理職による職場メンバーへの業務を通じた周知・指導						地域共生本部 情報通信本部	
(10) 社長及びその他の取締役、並びに関係者の厳正な処分														社長室 人材活性化本部	
2. 第三者委員会 による最終報告 を踏まえた 再発防止策、 信頼回復に 向けた取組み	企業活動の透明性や自治体との健全な関係構築等に関する当社方針の説明				方針整理			お客さま等との対話の実施(準備出来次第) 実施結果検証						地域共生本部	
	新たな対話活動の場の設置等によるお客さまとの積極的なコミュニケーション				方針整理			お客さま等との対話の実施(準備出来次第) (H23年度は2-の取組みと併せて実施) 実施結果検証				次年度取組みへ反映		地域共生本部	
	原子力部門の閉鎖性等改善に向けた仕組み構築(1-(6)含む)				方針整理			具体的施策内容の検討		実施準備			施策実施	経営企画本部 他	
	人事処遇制度の見直しと経営幹部層のマネジメント能力強化			人事処遇制度見直し	方針整理			具体的研修内容の検討				準備出来次第実施		人材活性化本部	
	組織風土の更なる改善に向けたコミュニケーションの活性化				方針整理			具体的な活性化策内容の検討		マネジメント研修内容の検討・実施			施策実施	経営企画本部 人材活性化本部	
	組織風土悪化の防止				方針整理			組織風土調査内容の検討	調査準備・手続	調査実施		調査結果分析		経営管理本部	
	コンプライアンス推進体制の再構築				方針整理			具体的施策内容の検討	関係箇所調整	実施準備		施策実施		経営管理本部 他	
	危機管理体制の再構築				方針整理			具体的対策内容の検討	関係箇所調整			対策実施		地域共生本部 他	
	社外役員との意見交換				方針整理			意見交換の実施						経営管理本部 他	
3. モニタリング	(1) コンプライアンス委員会による評価							▼委員会					▼委員会	経営管理本部	
	(2) 従業員満足度調査、CSR報告書アンケート等による社内外の意識調査						CSR報告書アンケート				従業員満足度調査 (または組織風土調査[2-])			地域共生本部 経営管理本部	

(参考1)「プルサーマル・シンポジウム」関係(九州電力主催 平成17年2月20日)

(1) 公開討論会の概要

- | | |
|--------|--|
| 1. 日時 | 平成17年2月20日(日) 13:00～17:18 |
| 2. 場所 | 玄海町町民会館文化ホール(佐賀県玄海町) |
| 3. 目的 | ・ オープンでかつ公正・冷静で賛否両論を交えた議論の場を地元の方々に提供すること |
| 4. 主催 | 九州電力 |
| 5. 内容等 | ・ プルサーマル計画概要
・ パネルディスカッション、会場からの質問 等 |

(2) 事実関係

- 0 7月29日の経済産業省報告の事実関係に追加記載した内容(太字)は、以下のとおり。

(調査項目1) 影響力を行使しうる者(社員、関連企業等)に対し、情報提供あるいは要請を行った事実(仮にあるとすれば、その内容及び方法)

- ・ 当社社員(約1,200名)及び協力会社(18社、約1,000名)等に対し、公開討論会の参加及び発言の呼びかけを実施。(内容及び方法は、以下の調査結果のとおり)

(調査項目2) 上記に該当する場合、第三者の立場を装って特定の意見を表明するように要請した事実

- ・ 当社社員及び協力会社等に対し、周知・参加呼びかけにあわせて、自主的な発言を呼びかけ。ただし、具体的発言内容を示すなどの、特定の意見表明の要請は行っていない。

(注)役職は平成17年2月時点

[本店(原子力管理部、広報部)](平成16年12月～1月頃)

原子力管理部の部長級社員(プルサーマルG長)は、同部の課長級社員及び広報部の課長級社員に対し、「今後の理解活動のための学習の機会の一環」との考えから、口頭で、当社社員及び協力企業等へ自主的な参加と発言の呼びかけを依頼。

原子力管理部の課長級社員は、玄海原子力発電所次長及び佐賀支店部長(原子力担当)に対し、口頭で、公開討論会の参加・発言の呼びかけを依頼。

広報部の課長級社員は、佐賀支店の課長級社員に対し、口頭で、支店管内への参加・発言の呼びかけを依頼。

なお、社長以下の経営層は、当社社員及び協力会社等の参加状況について、報告を受けていた。

[玄海原子力発電所](平成16年12月～1月頃)

玄海原子力発電所次長は、同発電所内の地元在住社員に対し、口頭で、参加・発言の呼びかけを実施。

同次長は、協力会社(18社)に対し、口頭で、参加・発言の呼びかけを依頼。

なお、発電所長は、発電所次長から一連の状況説明を受けていた。

[佐賀支店](平成16年12月～1月頃)

佐賀支店部長(原子力担当)は、支店内の地元在住社員に対し、口頭で、参加・発言の呼びかけを実施。

同支店部長(総務担当)は、取引会社(親睦団体)に対し、口頭で、参加・発言の呼びかけを依頼。

同支店の課長級社員は、伊万里営業所、唐津営業所と連携し、一般市民への参加呼びかけを実施。なお、支店長は、支店部長から一連の状況説明を受けていた。

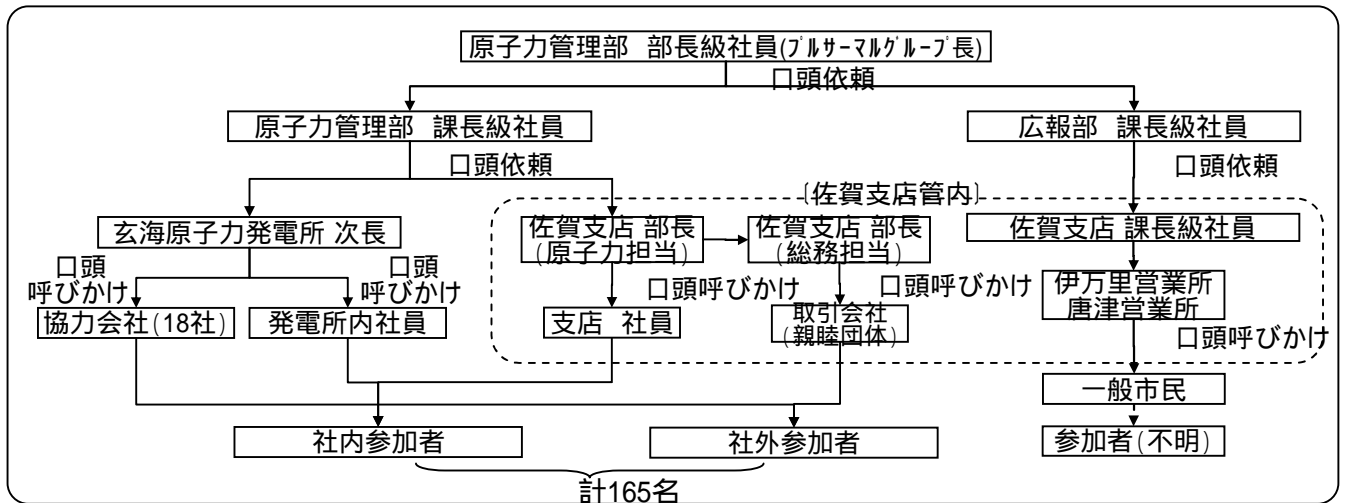
[参加者総数]

当社の参加・発言の呼びかけにより、当社社員、協力会社等から165名が参加。

[会場からの質問]

当日の公開討論会では、一般市民を含む参加者総数574名のうち3名が質問。原子力推進の立場からの質問者1名であったが、当社によって仕込まれた質問がなされた事実は見当たらない。

〔図1〕 公開討論会の参加・発言呼びかけに至る主な流れ



(注) 数字は、前頁の「(2)事実関係」に付された番号に対応

〔表1〕 参加状況 (平成17年2月20日)

(単位:人)

	社外		社内		
	協力会社 (18社)	関係団体等 (1団体)	佐賀支店	玄海(原)発電所	計
参加・発言呼びかけ	1,014	(不明) (約100社)	707	471	1,178

0 当社社員及び協力会社等の参加者数は165名(当時の集約資料で確認)
0 一般市民を含む参加者総数574名

〔表2〕 協力会社等の社外への要請概要

	原子力発電本部等分	佐賀支店分
(1)要請日	0 平成17年1~2月(推定)	0 平成17年1~2月(推定)
(2)要請者	0 玄海原子力発電所次長	0 佐賀支店部長(総務担当)
(3)要請先	0 原子力関係協力会社(18社) ・ 発電所常駐の所長	0 取引会社(親睦団体)(1団体) ・ 親睦団体の事務局担当者
(4)要請内容	0 口頭で要請 ・ 発電所常駐の所長が出席する会議体で、参加資格のある社員(地元在住者)への参加呼びかけを依頼 ・ 「自主的な参加と、発言してもらえるなら自主的な発言もお願いします」という程度の内容を伝えた。	0 口頭で要請 ・ 参加資格のある社員(地元在住者)への紹介を依頼
(5)協力会社等の社内での要請状況	0 参加資格のある社員へ口頭で要請 ・ 「発言の機会があれば、日頃の思いを語ればよい」という程度の認識(聴取り結果)	

〔表3〕 社内に対する要請概要

	原子力発電本部等分	佐賀支店分
(1)要請日	0 平成17年1~2月(推定)	0 平成17年1~2月(推定)
(2)要請者	0 玄海原子力発電所次長	0 佐賀支店 部長(原子力担当)
(3)要請先	0 同発電所内の全課長(14名)	0 同支店内の全部長・営業所長・電力所長(13名)
(4)要請内容	0 口頭で要請 ・ 「所内会議」で、参加資格のある社員(地元在住者)への参加・発言の呼びかけを依頼 ・ 「自主的な参加と、可能であれば自主的な発言もお願いします」という程度の内容を伝えた。 (注) 要請を受けた側は、「行けたら行く程度と受け止めていた。傍聴しても発言するつもりはなかった。」という程度の認識。(社内聴取り結果)	0 口頭で要請 ・ 参加資格のある社員(地元在住者)への参加・発言の呼びかけを依頼 ・ 「自主的な参加と、可能であれば自主的な発言もお願いします」という程度の内容を伝えた。 (注) 要請を受けた側は、「行けたら行く程度と受け止めていた。傍聴しても発言するつもりはなかった。」という程度の認識。(社内聴取り結果)

(3) 事象の問題点・原因(評価)

同公開討論会において、当社社員及び協力会社等に対し参加を呼びかけたことは、イベントの主旨を考慮すると配慮が欠けた対応であった。また、パネリストの選定においても、結果として、推進派の選定に重きをおいたとの評価は否定できない。

〔第三者委員会〕

九州電力の参加呼びかけによる一般参加者は、165名であり、その他にも相当程度存在すると推定。一方で、これらの全員が九州電力の参加呼びかけに応じる形で九電討論会に参加したとまでは言えず、自らの意思で参加した者も相当程度存在するものと考えられる。

パネリストの選定については、九州電力が原子力慎重派からのパネリストの選出(応募14名中2名選定)を意図的に少なくしたということになると言わざるを得ない。

(参考2)川内原子力発電所3号機増設に係る環境影響評価準備書説明会

(九州電力主催 平成21年1月23日 薩摩川内市、1月30日 いちき串木野市)

参考2

(1) 説明会の概要

1. 日 時 平成21年1月23日(金) 18:20～22:06(薩摩川内市)
平成21年1月30日(金) 18:20～22:11(いちき串木野市)
2. 場 所 川内文化ホール(鹿児島県薩摩川内市)
いちき串木野市市民文化センター(鹿児島県いちき串木野市)
3. 目 的 (第1部)環境影響評価法第17条の規定により、環境影響評価準備書の縦覧期間に、原則として関係地域内で準備書の記載事項を周知するために開催
(第2部)環境調査のうち、気象調査及び地質調査の結果について、同様の趣旨で説明会を開催(開催について法的な規定はなく、当社の任意開催)
4. 主 催 九州電力
5. 内容等 ・傍聴者は先着順で入場
・質問箱にてご質問やご意見を受け付け、説明会の開催時間内に当社が回答

(2) 事実関係

- 0 7月29日発表資料の事実関係に追加記載した内容(太字・下線)は、以下のとおり。

(調査項目1) 影響力を行使しうる者(社員、関連企業等)に対し、情報提供あるいは要請を行った事実(仮にあるとすれば、その内容及び方法)

- ・ 当社社員、協力会社、取引会社に対し、住民説明会の周知及び参加呼びかけを実施。
(内容及び方法は、以下の調査結果のとおり)

(調査項目2) 上記に該当する場合、第三者の立場を装って特定の意見を表明するように要請した事実

- ・ 特定の意見表明の要請は行っていない。
- ・ また、説明会において、当社が、予め質問を準備したり、当日受け付けた質問票の中から、特定の質問を恣意的に選択して回答した事実はない。

(立地環境対策本部 電源立地対策部)

(注)役職は平成21年1月時点

1月8日増設申入れ時の混乱に対する反省(慎重派による妨害等)を踏まえ、立地担当常務(当時)以下、関係部打合せ(1月12日、電源立地対策部、原子力建設部、経営企画部、環境部、土木部、広報部の部長・課長級社員)において、同説明会の運営及び警備体制に関する対応方針を確認。

その中で、社員に対し場内警備要員を兼ねた傍聴者としての参加呼びかけ、協力会社及び取引会社に対し傍聴者としての参加呼びかけを実施することについて確認。

電源立地対策部副部長と同部の課長級社員(川内駐在)は、参加呼びかけに関する打合せを実施。

同部の課長級社員(川内駐在)は、鹿児島支店総務部長、川内原子力発電所次長、川内発電所長、川内営業所長及び川内電力所長に対し、口頭にて社員の場内警備要員を兼ねた傍聴者としての参加呼びかけを実施。

また、同部の課長級社員(川内駐在)は、鹿児島支店総務部長、川内原子力発電所次長、川内発電所長に対し、口頭にて協力会社への傍聴者としての参加を依頼。

(鹿児島支店)

鹿児島支店総務部長、川内営業所長及び川内電力所長は、それぞれの社員に口頭にて参加の呼びかけを実施。

同支店部長は、出水営業所長及び鹿児島営業所長、加世田営業所長、鹿児島電力所長に対し、口頭にて所員の場内警備要員を兼ねた傍聴者としての参加呼びかけを実施。これらの呼びかけ先は、それぞれの所員に口頭にて参加の呼びかけを実施。

また、同支店部長は、協力会社及び取引会社に対し、口頭・チラシ等にて傍聴者としての参加の呼びかけを実施。

なお、同支店長は、これらの状況の報告を受けていた。

(川内原子力発電所)

川内原子力発電所次長は、同発電所の課長級社員に対し、口頭にて同所員への場内警備要員を兼ねた傍聴者としての参加及び協力会社への傍聴者としての参加を依頼。

同発電所課長級社員は、同所員に口頭にて参加の呼びかけを実施。

また、同発電所課長級社員は、協力会社に口頭・チラシ等にて傍聴者としての参加の呼びかけを実施。

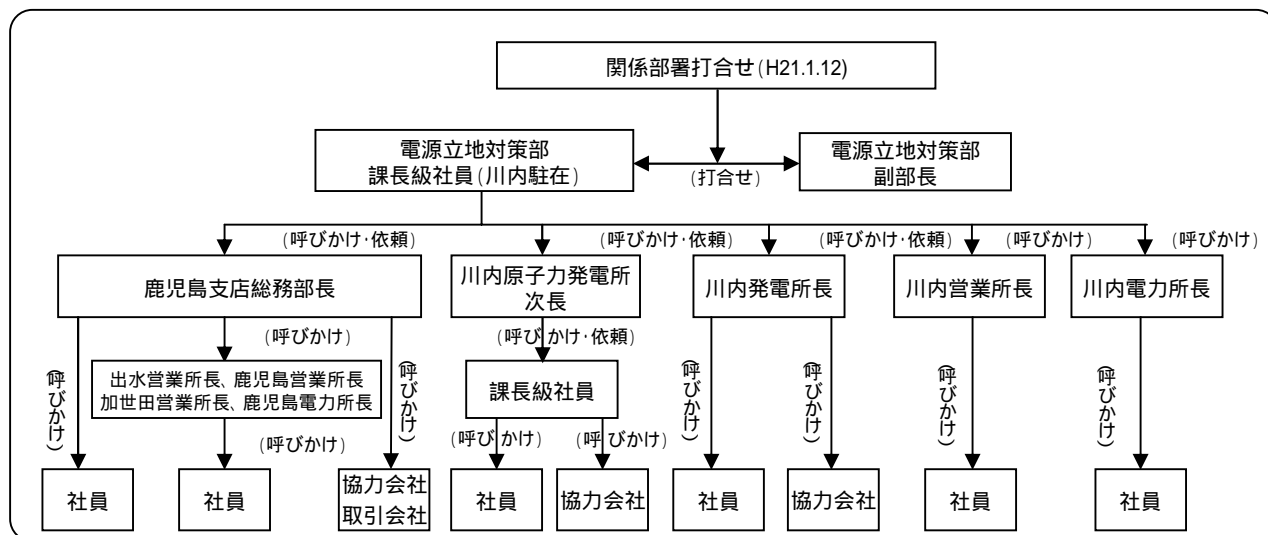
なお、同発電所長は、これらの状況の報告を受けていた。

(川内発電所)

川内発電所長は、同所員に口頭にて参加の呼びかけを実施。

同発電所長は、協力会社に口頭・チラシ等にて傍聴者としての参加の呼びかけを実施。

(図1) 参加呼びかけに至る主な流れ



(注) 数字は、前頁の「(2)事実関係」に付された番号に対応

(表1) 参加呼びかけ及び参加者

開催日	開催場所	要請先	要請者数 (社内)	参加者数(全体)			
				うち当社関係者			
				社外	社内	合計	
1月23日	薩摩川内市	[社内] ・川内原子力発電所 ・川内発電所 ・鹿児島支店 ・営業所(出水、川内、鹿児島、加世田) ・電力所(鹿児島、川内)	60程度	1,274	163	57	220
1月30日	いちき串木野市	[社外] ・協力会社、取引会社	60程度	795	135	57	192

(注1) 当社関係の参加者数は出席予定者数を記載。(注2) 太字(下線)は7月29日発表時からの変更箇所。

(3) 事象の問題点・原因(評価) (薩摩川内市、いちき串木野市開催分)

同住民説明会について、地域の声を聴く貴重な機会との考えから、当社社員及び協力会社等に対し、参加を呼びかけたことは、イベントの主旨を考慮すると配慮が欠けた対応であった。

(第三者委員会)

九州電力の参加呼びかけを受けた見込み参加者の全員が九州電力の参加呼びかけに応じる形で、当該説明会に参加したとまでは言えず、自らの意思で参加した者も相当程度存在するものと考えられる。

九州電力が、予め質問を準備していたり、当日回収された質問票の中から、特定の質問を恣意的に選択して回答したという事実も認められない。

当該説明会において、国(経済産業省)が、九州電力に対して、一般参加者の動員や仕込み質問等に関する何らかの働きかけを行ったという事実は、認められなかった。